

令和8年第1回定例会

富良野市議会会議録

令和8年3月9日（月曜日）午前10時00分開議

◎議事日程（第4号）

日程第 1 市政に関する一般質問

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| 家 入 茂 議員 | 1. 市民交流スペース「Fプラザ」について |
| | 2. 国際観光地に向けた観光振興について |
| 佐 藤 秀 靖 議員 | 1. 富良野市小中学校空調設備及び次世代エネルギー設備導入事業について |
| | 2. 市政運営の在り方について |
| 宮 田 均 議員 | 1. 中心街活性化センターについて |
| | 2. ふるさと納税について |
| | 3. 学校部活動の在り方について |
| 二 宮 利 和 議員 | 1. 富良野市小中学校空調設備及び次世代エネルギー設備導入事業について |
| | 2. 市長の政治的責任について |
| | 3. 公募型プロポーザルの在り方について |

◎出席議員（16名）

議 長	16 番	渋谷 正文	副議長	10 番	今 利 一
	1 番	宮 田 均		2 番	松 下 寿美枝
	3 番	橋 詰 亜咲美		4 番	家 入 茂
	5 番	坂 口 邦 夫		6 番	関 野 常 勝
	7 番	佐 藤 秀 靖		8 番	大 西 三奈子
	9 番	二 宮 利 和		11 番	大 栗 民 江
	12 番	天 日 公 子		13 番	石 上 孝 雄
	14 番	後 藤 英知夫		15 番	本 間 敏 行

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	北 猛 俊	副 市 長	稲 葉 武 則
総 務 部 長	関 澤 博 行	スマートシティ戦略室長	西 野 成 紀
市 民 生 活 部 長	北 川 善 人	保 健 福 祉 部 長	柿 本 敦 史

経 済 部 長 本 田 寛 康
建 設 水 道 部 長 西 出 正 人
総 務 課 長 入 交 俊 之
企 画 振 興 課 長 小 笠 原 竹 伸
教育委員会教育部長 佐 藤 保

ぶどう果樹研究所長 川 上 勝 義
看護専門学校長 石 川 賀 子
財 政 課 長 上 坂 雅 史
教育委員会教育長 近 内 栄 一

◎事務局出席職員

事 務 局 長 今 井 顕 一
書 記 小 河 寛 子

書 記 藤 野 秀 光
書 記 菊 地 駿 汰

午前10時00分 開議
(出席議員数16名)

開 議 宣 告

○議長（渋谷正文） これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（渋谷正文） 本日の会議録署名議員には、
橋 詰 亜咲美 議員
天 日 公 子 議員
を御指名申し上げます。

日程第1 市政に関する一般質問

○議長（渋谷正文） 日程第1、市政に関する一般質問を行います。

質問の順序は、御配付のとおり、順次、行います。

質問は、6名の議員により、15件の通告があります。

質問に当たっては、重複を避け、また、答弁に際しましても、簡潔にされるよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいまより、家入茂議員の質問を行います。

4番家入茂議員。

○4番（家入茂） ー登壇ー

おはようございます。

それでは、さきの通告に基づき、1、市民交流スペースFプラザの活用の推進と環境整備について、2、国際観光地に向けた観光振興について、以上2件について質問をいたします。

1件目、市民交流スペースFプラザの活用の推進と環境整備について伺います。

現在、市庁舎文化会館1階にある市民交流スペースFプラザは、市民の交流を目的として、文化サークル活動などの作品の展示や発表の場、イベントでの講演活動、ロビーコンサート、2023年12月に設置された誰でも自由に弾けるストリートピアノの活用などにより、幅広い世代の市民の交流が図られています。デジタルサイネージ、電子看板のあるこのオープンスペースは、文化振興などが期待されるサンエーホールへと続く、人、まち、自然をつなぐ拠点としての重要な役割も担っており、今後も文化会館ホールへと続く文化振興などの顔となることも期待されます。

最近、高校生などが既存の設置テーブルを利用して学習活動等を行っている姿も見かけられ、若者などの居場所として、また、来庁者にとってもほっとできる空間などを提供するため、BGMの音楽を流す試みを行って

てはどうかと考えます。

空間で流す音の効用は、無音の空間よりも、小さな音があるほうがプライバシーが守られているという安心感やコミュニケーションがしやすい雰囲気をもたらし、集中力向上や心理的な閉塞感の緩和の効果が認められています。また、来庁者へのサービス向上やおもてなし効果、空間演出効果も図られ、来庁した外国人住民や観光客にとっても、Fプラザで流れる音を通して親しみやすい市庁舎空間となることも考えられます。また、文化芸術基本条例にうたわれている市民の創造性や豊かな感性を育み、心豊かに暮らすことができることへとつながるものと考えます。

文化会館ホールや幅広い世代への交流へとつなぐ役割を果たすFプラザの今後の活用の推進と環境整備の考えについて伺います。

2件目、国際観光地に向けた観光振興について、インバウンド等を対象とした観光振興策ナイトタイムエコノミーについて伺います。

日本政府観光局、JNTOが発表した2025年1年間のインバウンド、訪日外国人観光客数は、円安の背景もあり、推計約4,268万人となり、2019年と比較すると1,000万人ほど増加し、消費額は、前年比16.4%増の過去最高額の年間9兆4,550億円となっています。また、観光庁の発表によりますと、2025年の北海道の宿泊延べ数は前年比1.8%増の4,543万人と3年連続で過去最多となり、そのうち、外国人宿泊延べ数も前年比24.3%増の1,281万人と、2年連続で過去最多を記録しています。

上川管内の2025年度上半期の観光客数は、物価高騰の影響もあり、前年度比2.9%減の1,146万人となる一方で、宿泊延べ数はインバウンドを中心に増加傾向にあります。宿泊全体では、前年度比1.9%増の約189万人泊で、うち、インバウンド分が同4.6%増の約42万人泊となっており、今後は地域への経済効果が期待できる滞在型観光へとシフトする傾向が強まっていると分析されています。

このことから、インバウンド市場等に求められるのは、滞在型観光に重点を置いた1人当たりの消費額を上げる質の向上が必要とされ、地域の文化資源を生かした体験観光プログラムの充実やナイトタイムエコノミー、夜間消費に取り組むことが今後の持続可能なインバウンド等を対象とした観光振興策へとつながっていくことになると考えます。文化や地域を理解してもらうことは、従来型の見て通過するスポット的観光から、地域との関わりやまちの魅力が深まることによる質的観光や、再訪による持続可能な観光につながっていくことにもなっていきます。

ナイトタイムエコノミーは、世界的にも注目されており、1、観光消費の最大化と多様なニーズへの対応、2、地域経済の活性化と雇用の創出、3、まちの魅力向上と

国際的な競争力の強化、4、新たな文化芸術の創出と交流の促進、5、遊休資産の有効活用とまちの機能の向上につながると言われており、インバウンド需要の取り込みに向けて新たな市場開拓への道筋となっていくこととされます。

本市においては、2025年よりナイトタイムステージに取り組んでおり、現在、ふらの観光協会では、インバウンド等を対象に地元の日本文化に親しむ観光振興策として同ステージを行い、アフタースキーなどの夜間のイベントとして、演劇工場において地元の郷土芸能の和楽器バンド富良野などの公演鑑賞や、茶道や少林寺拳法などの体験プログラムを併せて実施しています。冬季において、インバウンド等をターゲットとしたさらなる観光需要と消費拡大を図るため、地域固有の資源を活用した演劇工場などの文化施設等での文化体験や鑑賞、市内飲食店や観光施設などとの連携、移動手段の確保による夜間の観光振興を積極的に推進するべきと考えます。

現状と課題、今後の方向性について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

北猛俊市長。

○市長（北猛俊） 一登壇一

おはようございます。

家入議員の御質問にお答えします。

1件目の市民交流スペースFプラザについての市民交流スペースFプラザの活用の推進と環境整備についてですが、複合庁舎1階市民交流スペースFプラザは、複合庁舎建設のコンセプトである人、まち、自然をつなぎ、次世代の子どもたちへつなぐ庁舎の入り口であり、人が集まり交流する場所として、また、大型モニターによるデジタルサイネージでは、富良野らしい風景や観光情報、行事案内、議会中継を表示するなど、情報発信の役割も併せ持った場所となっております。

Fプラザの主な利用状況としては、市民の文化芸術活動による作品展示、ロビーコンサートなど、幅広い世代が参加する催しが行われており、令和7年度につきましては、ロビーコンサート2件を含む56件、年度末までの予約状況は延べ300日を超える利用が見込まれており、Fプラザが市民活動の拠点として確実に定着しつつあるものと認識しております。

展示等のない期間には、テーブルと椅子を配置し、誰でも自由に利用できる場所として、来庁者や会議室、利用者などに利用されており、また、令和5年12月に設置したストリートピアノは延べ700名以上の方に御利用いただくなど、市民の自主的な文化芸術活動が自然に生まれる場所となっております。

Fプラザの活用推進のためにBGMを流す試みにつきましては、市民が心地よく過ごせる居場所づくりに有効

な手段ではありますが、一方で、窓口業務やデジタルサイネージの有料広告への影響、音楽著作物の演奏権に関する取扱い、音響設備の整備といった課題に加え、Fプラザ利用者の年代や目的も多様であり、音量や曲調、流す時間帯などに配慮する必要があることから、環境整備の在り方を含め、取扱い等について検討してまいります。

2件目の国際観光地に向けた観光振興についてのインバウンド等を対象とした観光振興策ナイトタイムエコノミーについてであります。コロナ禍後、冬の宿泊客は外国人来訪者を中心に増加し、令和6年度12月から2月までの宿泊延べ数は33万泊と、期間内では過去最高の泊数となりました。令和7年度に実施した外国人来訪者を対象とする調査では、冬季の平均泊数は4.9泊と他の季節と比較して滞在日数は2倍以上であり、冬季の宿泊客を対象に、夜の消費活動を促し、満足度の向上を目指すナイトタイムエコノミーの取組は、本市にとって必要なものと認識しております。

次に、取組の現状についてであります。富良野演劇工場で開催された日本の郷土芸能、文化を鑑賞、体験できるイベント、富良野ナイトタイムステージ2026では、90名が来場したと伺っております。このほか、ふらの歓寒村、まちなかビールパーティー&国際交流、茶道の体験会がスノーファンタジー推進協議会により実施されております。北の峰エリアの宿泊客に中心市街地での消費を促すため実施するイブニングシャトルバスについては、12月19日から3月15日まで、延べ82日間の運行が計画されております。

外国人来訪者への聞き取り調査では、夜をもっと楽しみたい、店が早く閉まる、交通手段が不便などの意見が多く寄せられていること、また、同じ調査で、冬の外国人来訪者が道内での消費金額平均29万3,000円に対し、本市での消費金額は12万8,000円との結果であったことから、消費意欲が高い外国人来訪者へいかに消費機会を充実させるかが課題と考えております。

今後の方向性につきましては、本市の地域DMO候補法人として設立予定の一般社団法人ふらの観光振興機構など、市内関係機関、事業者と連携して、ナイトタイムエコノミー推進へ向け、引き続き検討してまいります。

以上です。

○議長（渋谷正文） 再質問ございませんか。

4番家入茂議員。

○4番（家入茂） それでは、順次、再質問していきたいと思えます。

まず、1件目、市民交流スペースFプラザの活用の推進と環境整備についてであります。

先ほどの市長答弁でございますと、在り方を含め、取扱いを検討していく、そういう御答弁であったかと思えます。

BGMを流す効果というものは、私は、先ほど1番目の質問の中でお知らせしたのですが、無音の空間よりも小さな音があるほうがプライバシーが守れるとか、コミュニケーションがしやすいとか、集中力向上等々、そういったことが図られる効果はあると。一方、先ほどの御答弁によりますと、物理的にスピーカーの関係とか著作権の問題でしょうか、そういったものもあるということですので、具体的にそういったことをクリアできれば、今後、検討のテーブルにのってくるのかなと思いますけれども、その辺の考えをいま現時点でどのように考えているのか、お知らせください。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

北川善人市民生活部長。

○市民生活部長（北川善人） おはようございます。

家入議員の再質問にお答えいたします。

市民交流スペースFプラザの関係でございますけれども、Fプラザのコンセプトといたしましては、市民が気軽に訪れて集える市民交流の場、交流、休憩、活動支援の拠点となる空間と考えております。

そういった部分では、先ほど家入議員の御質問の中でもございましたとおり、リラックス効果ですとかマスキング効果はございますけれども、Fプラザ単体ではそういった音響設備もございません。ただ、いま、小さな売店横にあるミニデジタルサイネージ、催物案内とかをしているところですが、そちらでサンエーホールのイベント等を行うときには小さな音で音楽を流すということはやっております。また、ストリートピアノにおきましては、自動演奏の機能を持っていますので、利用のない状況では、音を小さくしながら、有料広告に影響のない形でストリートピアノの自動演奏を行っている状況でございます。

そういった意味では、あくまでも市民交流スペース、交流、休憩、活動支援の拠点となる場所というふうに考えておりますので、実際に音楽を流せるかどうかというのは庁舎管理部門との調整も必要になってくるかと思っておりますので、そうした点からも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

4番家入茂議員。

○4番（家入茂） いまのお話ですと、庁舎管理者との話し合いということで今後検討もできるのではないかと、もしくは検討していく、そういったことだったと思います。また、いまのお話ですと、ミニデジタルサイネージが庁舎入り口の小さな売店横にあるかと思っておりますけれども、そういったところから音を流している、そういったことであります。

私は、いまのお話を聞いて、ミニデジタルサイネージ

のほうからBGM自体を常時流すことも可能なのかと思ったのですが、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

北川善人市民生活部長。

○市民生活部長（北川善人） 家入議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの市長の答弁の中でもございましたが、不特定多数が集まる場所において市販のCDを流す場合、著作権の問題ということで、日本音楽著作権協会に対して料金が発生するという部分もございます。一部、教育機関も含めて、特定された人数が集まるような集会とかワークショップの際にはそういった部分はかかってこないと言われておりますけれども、Fプラザのような場所において演奏する場合には著作権ということが引っかかってくることもございますので、そういったところをどうやってクリアしていくのか。また、Fプラザということではなく、実際に苦小牧市、斜里町においてはオフィスBGMとして庁舎全体に小さく音楽を流すことも行われておりますけれども、そちらにつきましてもまだまだいろいろな課題があると言われておりますので、そういったことを含めて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

4番家入茂議員。

○4番（家入茂） いまのお話ですと、著作権の問題で、市販のCDを流す場合には法律によっていろいろと規制がかかっている、そういったお話であったかと思えます。

私は、著作権法を少し調べてみたのですが、著作権法の第38条第1項には、非営利目的の場合には音楽を流しても著作権上の問題は発生しないのではないかと、そういうふうなくだりが書かれておりました。その辺で、今回、Fプラザのほうで音を流す場合にはここに該当してくるのかということが一つ質問で、それがクリアできるのかなのか。

それから、いまのお話ですと、苦小牧市のお話があったかと思えます。こちらは、全庁というのでしょうか、私も苦小牧の市庁舎に一度行ったことありまして、7階か8階まであったか、その全フロアにかけているのかと思えますが、そういうような記憶があります。その部分での著作権法上の問題、そして音を流すという物理的な問題、それから、来庁する方の意見というか、そういう意向、また、市職員の意向と反応、そういったもの等々を含めまして、これは流していいものだと、そういうような判断を下してやっているのかと思いました。

そうした判断と、いまの著作権法上の問題がクリアできれば、かけることを検討していく、テーブルにのせていけるのかなのか、その辺をお聞きします。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

北川善人市民生活部長。

○市民生活部長（北川善人） 家入議員の再質問にお答えいたします。

著作権上の問題ということで、第38条のお話もされておりましたけれども、私どもも、JASRAC、日本音楽著作権協会のホームページにフローチャートがございますので、それも見させていただきながら、Q&Aみたいな形で公共施設はどうなのだということではいくと、少しグレーな部分がございます。あくまでも特定の人が集まる会議で、非営利、無報酬の場合は適用外の場合がございますよということです。Fプラザということになりますと不特定多数の方という形になりますので、そういった部分ではグレーゾーンではないかと判断しております。

また、苫小牧市の例もお話しされておりましたけれども、私どもで管理しているのがFプラザ、文化会館のところになりますので、私から答弁いたしました。庁舎全体ということになると、庁舎管理部門の総務部のほうとの調整もございます。また、フロアごとに音楽を流せる音響になっているのか、そういった機能の部分も私のほうでは押さえておりません。Fプラザに特化して言わせていただければ、いま現在、Fプラザに特化した音響設備がないので、かけるとしても、CDラジカセですとか、そういったものの活用は考えられますが、物理的、人的な問題というのもございますので、いますぐということにはなかなかならないと考えておりますので、検討させていただきたいというお答えになっております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

4番家入茂議員。

○4番（家入茂） いまのお話だと、グレーゾーンということで、法的に少し無理があるのか、そういうような引がかかる場合もある、そういうようなお話であったかと思えます。また、実際に、物理的にもスピーカーがないというお話もありまして、多分、CDをかけて音を流すということは非常に難しいのかと思えます。

ただ、ないとは言っても、天井のほうに幾つかスピーカーがついていると思いますので、これも少し難しいのですが、有線を利用したりとか、そういったことによって、物理的、人的なものを使わず、技術的にCDをかけないようにするとか、そういったことなら契約すれば自然と音楽が流れてくるのかと。先ほどの苫小牧市の例も、多分、誰か、職員が何かをやっているということではなくて、有線とかそういった契約をして流しているのかということも想定されますので、そういったことを検討のテーブルに上げたら可能となってくるのかどうか。当然、これは、コストがかかりますから、予算の関係がありま

すので非常に難しいのかと思いますけれども、コスト的にはそんなに高い金額ではないと私は聞いておりますので、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

北川善人市民生活部長。

○市民生活部長（北川善人） 家入議員の再質問にお答えいたします。

苫小牧市を含め、斜里町では、契約をして有線放送を流して、週ごとに曲を変えたりというようなことをやっているという聞いておりますけれども、私どもは、先ほど申しましたとおり、Fプラザに限定したお話になってしまいますので、そういった意味では、いまのところ、有線放送をFプラザだけで流すということは考えられないのかと考えております。

今後、来庁者のリラクゼーション効果とかマスキング効果を含めてそういったものを考えていくとなれば、庁舎管理の部門で、もちろん私どもも一緒に協議の中に加わるとは思いますが、少し検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

4番家入茂議員。

○4番（家入茂） 分かりました。ぜひ、検討のテーブルにのせていただきまして、いろいろな側面から検討していただきたいと思えます。

続きまして、2件目に行きます。

2件目、国際観光地に向けた観光振興について、インバウンド等を対象とした観光振興策、ナイトタイムエコノミーについて再質問していきたいと思えます。

先ほど、実際のインバウンドの観光消費額が道内は29.3万円、市は12.8万円、そういったお話があったかと思えます。これを比較してみても半分以下でありますから、ナイトタイムエコノミーというのでしょうか、夜間消費等していただければ、もう少し単価も上がります。先ほど私が1回目で質問しましたが、観光客の総体自体が少し減っておりますが、その分、滞在型観光というのでしょうか、宿泊の部分は上がっておりますので、まさにここに焦点を当てるべきだと、私はそう考えておりました。

では、12.8万円の観光消費額を上げるためにはどうしたらいいのか。そこで、私はナイトタイムステージという一つの例を挙げたのですが、いま現在、上げるためにどのように考えているのか、その辺をお聞きしたいと思えます。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

本田寛康経済部長。

○経済部長（本田寛康） 家入議員の再質問にお答えいたします。

インバウンドの調査を行いました。北海道内での旅行

についてどのぐらい消費していただいているか、また、本市での消費をどのように行っていたいただいているのかという聞き取り調査をした結果、市長答弁でお答えさせていただいた結果になったということでございます。

聞き取りの中では内訳調査まではしておりませんので、私どもは内訳を把握していないのですが、12.8万円という冬季のインバウンドの客の消費金額の多くを占めるのは、恐らく宿泊料だと考えているところでございます。その消費金額を今後伸ばしていくためには、議員が御指摘のナイトタイムエコノミーの消費を増やしていくのですとか、飲食、あるいは、いろいろなアクティビティを活用していただく、その代金、そういったようなことで消費を伸ばしていくことが必要かと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

4番家入茂議員。

○4番（家入茂） 分かりました。内訳等については聞き取りを行っていないということでした。今後、いろいろなことが想定されると思いますので、ぜひ、ナイトタイムエコノミーというのでしょうか、夜間消費に向けていっていただきたいと思っております。

私は、一つ、ナイトタイムステージの話に特化してみたのですが、先ほどのお話ですと、2026年のナイトタイムステージは90名の来場というお話があったと思います。私は2025年を見てみたのですが、全体で500名ぐらいでしょうか、そのぐらいが来て、これは3日間の取組でありましたから、そうすると、今回は1日になりまして90名ということであれば、少ないのかということになりますので、この期間的な課題も見え隠れしているのかと思います。

もちろん、これにつきましては、市独自の判断ということではできません。ただ、先ほど連携等のお話がありましたので、当然、連携していく中での市の御提言というのでしょうか、御意見ということも必要かと思っておりますので、その辺、1日間であるのか、今後、少し延ばしてもいいのかとか、そういったお考えがあればお聞かせください。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

本田寛康経済部長。

○経済部長（本田寛康） 家入議員の再質問にお答えいたします。

令和8年2月14日に行われましたナイトタイムステージは1日間ということで開催させていただきましたが、今後の期間的なものとか調整の在り方についての御質問だったかと思えます。

まず、基本的な考え方といたしましては、議員の御指摘のとおり、特に、冬期間は宿泊期間が長い客が多いも

のですから、そういった客を対象にしたアクティビティというようなものは様々用意していくほうが望ましいことは関係者の中でも理解しているところでございます。今回、1日間という開催にはなりましたが、できれば複数日、あるいは、究極の目標としてはロングラン化していくことが望ましいとは思っておりますけれども、そうするには、準備をすればするほど経費がかかりますので、確実にそこに客を誘客することができる、やはり、そういった段取りが必要になるものと考えておまして、その点については、今後の課題として受け止めながら、関係者の間で検討してまいりたいと考えております

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

4番家入茂議員。

○4番（家入茂） 複数日、できればロングランと言うのでしょうか、そういったことも、関係者等々の連携、話し合いによって考えていく、そういったお話でありました。

しかし、日数だけを延ばしても本来の大きな誘客というものにはならないと思います。今回のナイトタイムステージの例を見ますと、特筆すべきなのは和楽器バンド富良野で、地元の文化団体が新しく立ち上げ、その公演があつて、それが外国人に対して非常に有効な活動というのでしょうか、そういったものが行われているということでした。あとは茶道、少林寺拳法と、まちを代表とするような取組が外国人に向けて発信されている、私はそのように理解しております。

そういう中で、もう一点だけ、富良野演劇工場で行われているわけなのですが、演劇といったものがなかったのかと、私はメニューを見て思ったわけですが、それはなぜかということ、富良野市は、文化芸術創造都市ということで、たしか文化庁長官表彰というのを受けていると思います。また、演劇のまち富良野といったくくりがあります。これは私個人の考えですが、外国人は演劇にも期待しているのではないかと、そのように思っておりますので、その辺の内容的なものの検討もあるのかと思いますので、いま現在、考えているものがあればお聞かせください。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

本田寛康経済部長。

○経済部長（本田寛康） 家入議員の再質問にお答えいたします。

演劇のまち富良野の演劇を、そうしたナイトタイムステージの機会に、外国人のみならず、日本の客にも見ていただくことは非常に重要なことだと思っております。

ただ、実際に外国人向けに演劇を見ていただくということになりますと、基本は日本語劇として上演させていただくものでございます。私どもがセールスしないま

でも、外国人の方がそれに興味を持って見に来てくれることについては大歓迎でございますけれども、さて、地域として日本語劇を外国人の方に見せるというような形になったときに、やはり課題となりますのが言葉の壁でございます。そうした部分に対して、どのようなものだったら外国人の方でも演劇の内容を理解して楽しんで見て帰っていただくかということについては、その演目内容、例えば、演出の内容とかお話の内容といったものも影響してくる部分は大きいのかと思っております。

そういった意味では、演劇をナイトタイムエコノミーのコンテンツとして活用する場合には、制作者サイドとのいろいろな打合せも必要かと思っておりますが、そうした中で、制作サイドも外国人の方に見せていくことについて前向きに取り組んでいただくということであれば、ぜひ、ナイトタイムエコノミーのコンテンツとして活用すべきものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

4番家入茂議員。

○4番（家入茂） いま、制作サイドとの話合いによって前向きにお話ができれば考えていきたい、そういったお話でありました。

富良野高校は演劇部もありますし、北海道内でも優秀な成績を収めておりますので、そういった方たちや、あとは、へそ家族という団体もありますので、そういった方たちも巻き込みながら、ぜひ、検討のテーブルにのせていただきたいと思いますと思っております。

今度は、観光施設などとの連携の話になります。

市内にはワインハウスとかチーズ工房とか、飲食店等もありまして、いろいろな観光施設があると思っております。私は、先日、ふらのワイン倶楽部の会合でワインハウスを訪れたのですが、夕方からの会合でしたけれども、車から降り立ったときに、富良野市内の夜景がぱっと一望されて非常にきれいだと、私はそのように感じたのです。そこでは食事とコンサートがありましたが、この夜景を見るというポテンシャルは外国人にとっても非常に高いのではないかと私は思いました。

そういった意味で、観光施設との連携はまだまだいろいろなことが考えられるのかと思っております。これも連携という中で市の御意見ということになるかと思いますが、その辺について現時点で考えているものがあればお知らせください。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

本田寛康経済部長。

○経済部長（本田寛康） 家入議員の再質問にお答えいたします。

ナイトタイムエコノミーの対象となるコンテンツについては、文化、飲食だけにとどまらず、夜間に何かを見

ていただいて、その中で消費を伸ばしていくという取組でございますので、外国人の方が興味を示して、それへの対価をお支払いいただくことが可能なものであれば、何でもコンテンツになるのは確かでございます。

議員が御指摘の、例えばワインハウスからの眺望、あるいは夜景など、夜間でも見えるような環境があって、そこにお食事とかいろいろなものを組み合わせることについては、一つのアイデアとしてナイトタイムエコノミーの検討の中でも考えられる余地はあるのかと思っております。

今後、ナイトタイムエコノミーのコンテンツを豊富化していくために関係者の中で協議を進めていくことになろうかと思っておりますので、いまのアイデアも含めて、富良野市内でどのような観光消費が可能なのか、いろいろと掘り起こしていく中での検討材料とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

4番家入茂議員。

○4番（家入茂） いろいろな考えもありますし、いろいろな側面から御検討していただきたいと思っております。

次は、発信の方法になります。

いろいろなコンテンツがあります、体験があります、こういったこともありますということについて、インバウンド等にどのように発信していくのかということだと思います。SNS等々の発信が有効かと私は思っておりますけれども、いま現在、どのように発信しているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

本田寛康経済部長。

○経済部長（本田寛康） 家入議員の再質問にお答えいたします。

発信の方法という御質問でしたので、今回のナイトタイムステージの内容でまずお答えしていきたいと思っております。

今回のステージでは、観光協会のホームページ、SNS、それからチラシを発行いたしました。そのチラシは、宿泊施設や観光施設などにお配りして、そちらでPRをしていただいたほか、スキー客が多いものですから、スキー場でも掲示、配布をしていただいたり、あとは、例えば、北の峰のゴンドラの中にも掲示させていただきました。あるいは、日程が近づいたときには、スキー場で英語での呼び込みを行うようなアナウンスもさせていただいたりして活用させていただきました。

今後、ナイトタイムエコノミーの周知としては、いま言ったような手段を活用しながらということになるのかと思います。併せて言えば、そのほかにも、旅で来た客

に初めて情報をお届けするよりも、できれば予約段階のときから情報をお伝えできれば、予約を取っていくという点ではより効果的かと考えております。そういった意味では、できるだけ前倒してスケジュールを決めていき、旅前からPRできるような体制を組んでいくことが課題だと考えておまして、そこら辺も受け止めて関係者間で協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

4 番家入茂議員。

○4 番（家入茂） あらかじめお知らせするという点によって、当然、誘客というのでしょうか、そういったことも増えるということになると思います。私もそう思っております。ぜひ、富良野市の公式LINEアカウントとか、そういったものを活用しながらやっていただければと考えております。

最後の質問になります。

イブニングシャトルバスのお話がありました。12月19日から3月15日まででしたか、そういったことで運行しているというお話です。新富良野プリンスホテルがスタートになりますので、そちらのタイムスケジュールを見ましたが、午後5時、6時、7時というイブニングの時間帯ですけれども、この三つで利用されている多くの方の御意見は充足されているのかどうか。当然、充足されているということでこの三つでやっているのかと私は思っているのですが、その辺の時間帯について、いま、お考えがあればお知らせください。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

本田寛康経済部長。

○経済部長（本田寛康） 家入議員の再質問にお答えいたします。

基本的には、ナイトタイムエコノミーに関する御質問だと受け止めさせていただいております。

2次交通全般については、インバウンドの方からは、富良野市の2次交通は少し不便ではないのかというような御指摘をいただいているところでございまして、夜の関係につきましては、どうしてもタクシーなどの足が若干不足しているのかと考えているところでございます。

こうしたイブニングシャトルバスの本数的なものでいけば、例年に比べても令和7年度は増発しておりますし、イブニングシャトルバスとしての取組は充実化している方向かと思っておりますけれども、ここは、来た客がどのような移動を求めているのかというニーズを把握しながら、今後、ダイヤ検討の参考にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文） 以上で、家入茂議員の質問は終了いたしました。

ここで、午前10時55分まで休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時54分 開議

○議長（渋谷正文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、佐藤秀靖議員の質問を行います。

7 番佐藤秀靖議員。

○7 番（佐藤秀靖） -登壇-

通告に従い、順次、質問してまいります。

1 件目、富良野市小中学校空調設備及び次世代エネルギー設備導入事業について、4 項目にわたって質問いたします。

1 項目め、事業起案段階から公募型プロポーザル実施に至るまでの経緯について、4 点伺います。

1 点目、事業の起案はいつか。

2 点目、契約事業者である株式会社フソウ・エナジーから当初提案技術を導入した岩手県の施設を紹介されたのはいつか。

3 点目、公募型プロポーザル仕様書に記載されている積算根拠となるモデル見積りはいつ、どの企業に依頼したのか、見積りを入手したのはいつか。

最後に、4 点目、事業を進める前段として、民間企業から広く情報を入手するためのサウンディング調査をしなかったのはなぜかを伺います。

次に、2 項目め、契約事業者選定過程の透明性、公平性、競争性、妥当性の疑義について伺います。

本事業の事業者選定は公募型プロポーザル形式によって行われていますが、地方自治法では、公募型プロポーザルによる契約は随意契約と位置づけられています。

国においては、入札及び契約に関する事項について、公共事業等の機会均等、競争性、公正性、経済性及び透明性の原則にのっとりた各種運用ガイドラインを定め、地方自治体がプロポーザル方式等により公共事業等に係る契約の相手方を選定する場合には、契約の相手方を選定する必要があることについて十分な説明責任を果たすことが必要であると明記しています。

こうした国の運用ガイドライン等を参考にして、多くの自治体では独自に随意契約事務に関するガイドライン等を策定し、事務手続の透明性を確保しています。そして、こうした自治体の運用ガイドラインでは、随意契約とする場合は、特定の相手方を選定する理由を明確にし、市民の信頼を損なうことのないよう十分留意し、履行実績（経験、能力等）を理由に一者随意契約することは競

争性、公平性を損なうおそれがあるので厳に慎まなければならないと明記しています。

令和7年12月に行われた本事業の市民説明会では、業者選定理由に西町の富良野水処理センターに太陽光発電施設を有するという履行実績があるとの見解を示していますが、さきに上げた他自治体の運用ガイドラインに当てはめると契約事業者選定とすることにはならないと考えますが、見解を伺います。

3項目め、契約事業者の事業遂行能力の信頼性の疑義について、3点伺います。

1点目、本事業の契約候補者として令和6年4月に株式会社フソウ・エナジーが選定されましたが、同年7月に、新聞報道と一部議員によるSNSの情報発信が自社のマイナスイメージにつながり、企業リスクになるおそれがあるとして、過剰反応と思える速さで辞退の申入れを行っています。2月の北海道内月刊誌2誌の報道では、令和6年7月の報道に比べ、はるかに大きく企業イメージを損なうような取扱いがされています。これらを起因とする株式会社フソウ・エナジーからの撤退の意思表示はあったのかどうか伺います。

2点目、令和7年5月に交わした覚書では、次世代エネルギー設備が設置され、電力供給が開始される日まで富良野市はリース料を支払わないとしています。株式会社フソウ・エナジーをグループ傘下に置き、グループ会社を統括するFUSOグループホールディングス株式会社の取締役会で収益がないことが問題視されたため、契約変更を行い、令和8年4月からリース料の支払いが始まるということでもあります。これは、令和7年5月に契約事業者である株式会社フソウ・エナジーと結んだ覚書を反故にすることになります。

契約事業者である株式会社フソウ・エナジーとグループ統括会社であるFUSOグループホールディングス両者の代表取締役社長は同一人物です。社長が決裁して契約した案件が取締役会で問題となり、契約内容が覆されるなどということは通常あり得ないことだと思います。

契約事業者の株式会社フソウ・エナジー及びFUSOグループホールディングス株式会社の企業統治、ガバナンスに大きな疑義があると考えますが、どのように捉えられているか、見解を求めます。

3点目、プロポーザルで提案した技術が、事実上、破綻した原因を明らかにするよう再三求めてきましたが、事業者側から原因解明の報告はあったのかどうか、伺います。

4項目め、度重なる事業内容の変更及び契約内容の変更に対する説明責任及び道義的責任の認識について、2点伺います。

1点目、令和7年10月の市民説明会後に株式会社フソウ・エナジーから契約辞退の申入れがあり、双方協議の

結果、発電事業とリース事業を分離して新たな契約書と協定書に分けて整理するというのですが、本件設備の設置変更に関する条項である契約書第3条4の規定を盾にすれば、双方の合意があれば契約内容の変更は幾らでもできることになりますが、覚書を反故にする道義的責任をどう考えているのか、伺います。

2点目、これまでの度重なる事業内容の変更や契約内容の変更、さらには、事業者選定過程の疑義については、市民説明会などでも説明が求められているにもかかわらず、明確な説明がなされておられません。同時に、事業進捗の判断について検証が不十分であるという指摘にも明確な説明がありません。市民に対する説明責任が果たされているのかどうかの認識を伺います。

変わって2件目、市政運営の在り方について市長に伺います。

1項目め、市政運営における富良野市小中学校空調設備及び次世代エネルギー設備導入事業の考え方について、2点伺います。

1点目、市長は、令和7年12月25日の説明会で、この事業が成功したら富良野市や富良野市民にも大きな恩恵があり、シビックプライドにつながるとの事業の副次的効果を説明して市民に理解を求めましたが、令和8年2月の北海道内月刊誌に本事業が疑問視された記事が掲載されたことにより、市長の意思とは真逆の本市にとってマイナスイメージが全道に発信されてしまいましたが、この件について市長の見解を求めます。

2点目、本事業の客観的実現性や事業者選定の合理性、公平性、妥当性を総合的に判断した場合、市長の政策判断で事業を進めることに正当性が担保されるかと考えるのかどうか見解を伺い、1回目の質問といたします。

○議長（渋谷正文） 傍聴にお越しの方に申し上げます。

改めて携帯電話は音の鳴らないように御配慮いただきますようお願い申し上げます。

御答弁願います。

近内栄一教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（近内栄一） ー登壇ー

佐藤議員の御質問にお答えいたします。

1件目の富良野市小中学校空調設備及び次世代エネルギー設備導入事業についての1項目め、事業起案段階から公募型プロポーザル実施に至るまでの経緯についてですが、1点目の事業起案につきましては、令和6年1月31日であります。

2点目の当初提案技術を導入した施設の紹介につきましては令和5年8月、先行事例を視察したのは令和5年10月であります。

3点目の事業費の積算根拠につきましては、令和5年12月に株式会社フソウ・エナジーより事業提案があり、内容を確認したところでありますが、市として独自に試

算を行い、事業費を算定しております。

4点目のサウンディング調査につきましては、夏季の猛暑が予想される中、学校教育の快適な教育環境の整備が急務であることから、令和6年度の早い段階での空調設備設置が必要と判断したことや、事業調査や事業費の検討を行ったため、サウンディング型市場調査の必要性はなかったものと認識しております。

2項目め、契約事業者選定過程の透明性、公平性、競争性、妥当性の疑義についてであります。公募型プロポーザル実施に当たっての履行実績への見解につきましては、令和7年12月の市民説明会において西町の水処理センター敷地内の太陽光発電所の実績をお答えしたのは、公募型プロポーザルの参加資格について事業者の実績を問われたことに対して答えたものであり、選定理由としてお答えしたものではありません。

本市において実施するプロポーザル方式は、競争性及び公平性を高める観点から公募型を標準としており、本事業についても、広く多くの事業者から提案を募る公募型プロポーザルの実施を経て契約候補者を選定しており、その契約候補者と地方自治法第234条第1項に規定する随意契約を行ったものであります。

3項目め、契約事業者の事業遂行能力の信頼性の疑義についてであります。1点目の報道を起因とする意思表示につきましては、令和8年2月に発行された北海道内月刊誌の報道による契約事業者からの契約辞退の申出はございません。

2点目の契約事業者の企業統治、ガバナンスにつきましては、本事業は、市街地の中規模校4校に空調設備を導入することで、子供たちの良好な教育環境を確保すると同時に、脱炭素社会に適合した電力の供給とを併せたリース事業方式により進めているものであります。現覚書では、企業側の申出により、令和8年12月31日を期限とした次世代エネルギー設備の設置、稼働までは、本市はリース料の支払い義務を負わず、学校運営と空調設備稼働に必要な電力量については、非化石証書つき電力を無償で供給いただくこととしております。

今般の契約変更に至る経緯ではありますが、令和7年10月30日に開催した市民説明会において参加者から問われた次世代エネルギー設備の安定性、効率性について説明責任を果たすことが最優先であると企業側が判断し、その実証にはさらなる時間を要するため、事業化に向けたスケジュールも再度検討する必要がある、覚書で締結した期日までの設置が難しくなったことから、契約を解除することと空調設備については市が買取りすることの可能性について企業側から打診がありました。これに対し、学校の空調環境整備と二酸化炭素削減に資する電力については、非化石証書つき電力の供給により実現していることから、学校の良好な教育環境の安定的な維持のため、

リース事業の継続を軸とした本市の要望を伝えてまいりました。

今後においても、空調設備の安全かつ安定的な運用、脱炭素削減に資する電力の供給が継続され、契約が履行されることから、令和8年4月からサービス提供に対する対価の支払いを開始することは適当であると考えております。

3点目の事業者が当初技術を採用しなかった件につきましては、令和7年第4回定例会の一般質問に対しまして答弁しておりますが、事業者より、水素生成能力が容量的に不足していたことが原因と捉えているとの見解が報告されております。

4項目め、度重なる事業内容及び契約内容の変更に対する説明責任及び道義的責任の認識についてであります。1点目の覚書から変更を行う道義的責任につきましては、本事業の本質は、市街地4小中学校において、空調設備の安全かつ安定的な運用と、脱炭素削減に資する電力の供給を進めていくことにあります。

本事業の目的の達成に向けた事業継続に当たっては、新たな契約を締結するものではなく、令和7年5月23日の覚書締結時点から状況が変化していることから、契約金額の見直し、空調設備の稼働を含む次世代エネルギー由来の電力を供給することと、導入延期となる次世代エネルギー設備に関することについては、別途、協定書などで取決めするなど、必要な事項を定めるものであると同時に、本市に不利益が生じるものではないと判断し、契約変更するものであります。

2点目の市民に対する説明責任につきましては、令和7年に市民説明会を2度開催しており、空調設備の導入経過、次世代エネルギーの導入経過、事業概要、新システムの説明や水素の説明などを行ってきております。また、年度内に行いたいと考えている契約変更に関する事業者との大筋の確認につきましては、議員各位への説明の後に、令和7年12月25日に開催した2回目の市民説明会において、資料提供を行い、説明しております。

これまでも、4校の学校関係者、保護者などを対象とした説明会を開催し、教育委員会だよりや市ホームページに記事を掲載したほか、工事の進捗状況につきましては、学校を通じて保護者にお知らせしてまいりました。また、令和7年10月には、ふらの環境展においてパネル、映像を展示したほか、市民説明会を開催することで、情報提供に努めてきたところであります。

今後においても、リース事業の仕組みや新技術の第三者評価の状況などについてお知らせするなどして、市民の理解が深まるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続けて、御答弁願います。
北猛俊市長。

○市長（北猛俊） ー登壇ー

佐藤議員の御質問にお答えします。

2件目の市政運営の在り方についての1項目め、市政運営における富良野市小中学校空調設備及び次世代エネルギー設備導入事業の考え方についてであります。1点目のマイナスイメージの発信についての見解につきましては、月刊誌では、本市の考えとは異なる臆測も散見される記事となっているとの印象を受けております。

なお、ビラやSNSなどにおいて、市議会議員の一人が事実とは異なる一方的な解釈により市民の誤解や不安を招く発言をされていることに関しては、誠に遺憾であると認識しております。

2点目の事業を進めることの正当性につきましては、令和6年第1回定例会において、本事業の事業期間、上限額を定める債務負担行為を盛り込んだ補正予算を認めていただき、契約候補者の選定に際しては、競争性及び公平性が担保される公募型プロポーザル方式で実施し、その後、令和6年12月に契約書を締結し、事業を進めております。これまで、適時適切な方策となるように判断しながら、現在も市街地4小中学校において空調設備の安全かつ安定的な運用と脱炭素に資する電力の供給が継続されていることは、本事業の目的に沿って事業は遂行されているものと認識しております。

新たに設置される次世代エネルギー設備からの電力が市街地4校に供給されることを実現させることは、本市の将来を描く上で大変意義のある事業であると考えているところであります。

以上です。

○議長（渋谷正文） 再質問ございませんか。

7番佐藤秀靖議員。

○7番（佐藤秀靖） それでは、順次、再質問させていただきます。

1件目の1項目め、起案段階から公募型プロポーザル実施までの経緯ということでありまして、③番、公募型プロポーザル仕様書に記載されている積算根拠となるモデル見積りについて、いつ、どの企業に依頼したのか、見積りを入手したのはいつかというところで、確認なのですが、これは、株式会社フソウ・エナジーに見積りを依頼したということではなくて、提案を受けたものを市の担当者が独自で積算したという理解でよろしいでしょうか。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

公募型プロポーザル仕様書に使用されている積算根拠といったことでございます。

確認ということですが、提案があったのは株式会社フ

ソウ・エナジーからでございます。その事業提案があったのが令和5年12月で、その内容を確認しながら、市のほうの積算というところは、令和6年第1回定例会のときの補正予算のときにもお答えしておりでございますけれども、空調設備の台数とか工事などもろもろ、また、18年間、空調設備を設置することで増えるであろうと想定される電力、そういったものを私どもで積算して上限額を決めてきているところでございます。

以上です。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

7番佐藤秀靖議員。

○7番（佐藤秀靖） 先ほどの御答弁から、株式会社フソウ・エナジーから岩手県の施設を紹介されたのが令和5年8月、それを見に行ったのが令和5年10月、そして、積算モデルとなる提案を受けたのが12月ということであります。その積算根拠となる見積りは市でつくりましたということでした。

これは、電気代が1.5倍になりますとか、そうした想定の下にある程度の電気代は算定できると思うのですが、設備を入れる、それから、メンテナンスに係る費用は幾らなのか、人件費も含めて、こちら辺まで市が細かく算定できるとはとても思えないのですけれども、それに対してある程度の積算根拠となるような見積りは株式会社フソウ・エナジーから全く出ていないということでしょうか。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

事業費の積算の際に、細かなメンテナンス料だとか、そういったものが株式会社フソウ・エナジーからあったかどうかということでございます。

そういったものはございません。今回、空調設備、平たく言いますと市街地の4校にエアコンを整備していく、そこに脱炭素社会に適合した電力を供給する、それが次世代エネルギー設備でございますので、そのメンテナンスをするというのは、当然、リース元がやることでございます。

今回、私たちが受けたサービスは積み重ねたものを積算根拠としながら、こういったサービスにはこういったことが必要だろうということで詰めていったのが、先ほどお話しした空調機、エアコンの台数、端的に言えば、教室に2台ずつとか、私どもでそういったものを積み重ねていっているところでございます。あと、電力ですが、電力を供給されるということは、いままでも学校には電力を供給されていますが、それは電力会社から送ってもらって支払っているものです。そこは、いま、エアコンを整備することで電力使用量が増えていく、それは環境

に負荷をかけていくものになっていく、そこで、いま、脱炭素社会に向かっていくところで、増えていく電力量を何とか環境に優しいものにしていきたいというところで、そういった設備からの供給を求めたということであり、私たちがこのサービスの中で求めているのはエアコンの設置でして、これが確実に稼働するものということで電力を送ってもらう、そういったことの積算根拠としては、やはり先ほど申したことになってくるということでございます。

ですから、そういったもろもろのメンテナンスというのは、エアコンはメンテナンスが必要になってきますけれども、その電力を送ってくるというのは、当然、リース元であるところの責務だと考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

7番佐藤秀靖議員。

○7番（佐藤秀靖） それでは、2項目め、契約事業者選定過程の透明性、公平性、競争性、妥当性の疑義についてということでございます。

これについては、先ほど、教育長から、西町の水処理場の太陽光発電設備を有するというのは選定理由ではないという御答弁でありました。これは、参加資格のところに書いてあるのですね。プロポーザルの実施要領の参加資格の要件で、本事業と類似の事業履行実績として、過去5年間の期間について実績を有することと書いてありますので、これに沿ってお話いただいたものかと思っています。ただ、それは、この要綱の参加資格ということで言えば、実際問題、先ほど申し上げたとおり、随意契約とする場合は、特定の相手方を選定する理由を明確にし、市民の信頼を損なうことのないよう十分配慮することとここに書いてありますが、選定理由ではないけれども、参加資格ということで答えましたよということであります。

どう説明したらいいのか整理できないのですけれども、そうであれば、この実施要領の本事業と類似の事業履行実績というのは入れる必要がないのではないかと思います。もっと言うと、説明のときに西町の水処理場に施設を持っているということではありますが、水素発電と全く関係ない、しかも出力は13万キロワットぐらいでしたか、多分、1桁、2桁は出力がもっと大きなパワーが必要です。ですから、これがあるからといって資格にはならないと私は思うのです。この要綱の定め方についても少し疑義がありますが、どうお考えですか。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

公募型プロポーザル実施要領の中身というところでご

ざいますけれども、参加資格ということで、事業者は過去5年以内に同種、類似業務の導入実績を有しているということと載せております。

今回、公募型プロポーザルの実施要領、仕様書もそうですが、目的については、先ほど教育長答弁でも触れておりますので、そこは割愛させていただきますけれども、私たちが求めているものは、空調設備を導入すること、それから、次世代エネルギー設備から電力を調達するというところであります。また、次世代エネルギーの種類というのも定めておりまして、その次世代エネルギーについては、水素に限ったものではなくて、太陽光、水力、バイオマス、そして水素ということで四つを明示しているところでございます。そういったところで公募型のプロポーザルを行って、広く提案できるような状況をつくってきております。そういう中で、公平性、競争性、妥当性、また、こういったプロポーザルの要領、仕様書というのをホームページで公表していることでいけば、透明性、そういったところもしっかり考えながら、今回、行っているところでございます。

先ほど定め方に疑義があるというようなお話がありましたけれども、今回、過去5年間にこういった類似する事業を行っているということで申しますと、次世代エネルギー、先ほど言った四つの種類で発電させている事業者というのはその参加資格の要件に合っているということで、それは確認したところでございます。もっと言いますと、審査項目というのでも公表しているところであります。また、配点も公表しておりまして、競争性ですとか透明性というところも図っていると私どもでは考えております。

以上です。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

7番佐藤秀靖議員。

○7番（佐藤秀靖） 先日の監査委員報告でもありましたけれども、公募型プロポーザル手続に関する整理がされていないという指摘がありました。

私は、この富良野市において、公募型プロポーザルについてのガイドライン的なものを見たことがないのですけれども、先ほど申し上げたとおり、多くの自治体では、これを運用ガイドラインとして定めて透明性を図っているわけですね。富良野市においてはこれがないと思いますけれども、いかがですか。

○議長（渋谷正文） 佐藤議員、ただいまの質問はある、なしを問うた質問でしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ここで、暫時休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午前11時32分 開議

○議長（渋谷正文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

ただいまの佐藤秀靖議員の質問でありますけれども、通告から外れている内容となっておりますので、改めて佐藤議員から質問をお願いいたします。

7 番佐藤秀靖議員。

○7 番（佐藤秀靖） 先ほどのプロポーザルのガイドラインがあるか、ないかというのは取り下げさせていただきます。

先に進みます。

3 項目め、契約事業者の事業遂行能力の信頼性の疑義について。

先ほど御答弁いただいています 2 項目めについて、企業統治、ガバナンスの疑義というところで質問させていただきましたが、先ほどの御答弁は契約履行能力についての説明しかしていただいていません。私は、質問の中で、株式会社フソウ・エナジーと、その上部組織である FUSO グループホールディングス株式会社の代表取締役は同一人物である、この方が決裁した内容にもかかわらず、取締役会で収益が上がっていないからということで契約変更ということで伺っています。一般的には、一般企業が代表取締役が決裁したものを取締役会で覆すなどということは考えられませんけれども、ここについての見解をもう一度伺います。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

ただいまの御質問は、FUSO グループホールディングスの取締役会のお話で、そのことに関しては、企業統治、ガバナンスの件というのは企業側のお話になってきますので、私どものほうから答える内容のものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

7 番佐藤秀靖議員。

○7 番（佐藤秀靖） これは、事業を発注した側の見解というふうに捉えていただければ分かると思うのですが、当然、いま、部長がおっしゃったように、内部の話について四の五の言うわけではありません。事業発注者側の見解として伺ったまでですけれども、これはこのままにしておきます。

それでは、令和 6 年 5 月 23 日の覚書を改定することですけれども、当然、新たな契約書が取り交わされるまでは現在の覚書は有効であると認識してよろしいでしょうか。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

令和 7 年 5 月 23 日に取り交わしています覚書というのは、いまも生きていて、有効でございますし、この次の変更契約、それまでの間は、その覚書に沿った形で事業を運営していくということでございます。

以上です。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

7 番佐藤秀靖議員。

○7 番（佐藤秀靖） それでは、3 点目、当初提案技術の破綻原因の報告があったのかどうかということです。

これは、僕は令和 7 年第 3 回定例会、第 4 回定例会でそれぞれ聞いていますけれども、いまも御答弁いただきましたが、明快な御答弁をいただいていません。僕は、しっかりこれを解明するべきだということを何度も主張しています。しかし、1 ミリも前に進んでいません。これは、前にも言いましたけれども、事業発注者の責任として、道義的責任も含めてどうだったのかということをはきちんと確認することが必要だと思っているのです。

プラスして、恐らく、ここまでどたばたしている原因というのが、当初の説明だと、その独自の技術は企業秘密だから明らかにすることができないということなので、企業秘密だから説明できないということと、プラス、その技術が破綻しましたと。それについて、企業側から一定程度の説明はありましたが、検証不足でしたと済まされる内容ではないと思うのです。再三言っていますが、これは随意契約なので、特定の相手方を選定する理由を明確にし、市民の信頼を損なうことのないようにということできちんと書かれているではないですか。そもそも、その技術は企業秘密だから明らかにすることができません、技術破綻については検証不足でしたと済まされるわけがないと思いますけれども、いかがですか。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの 1 者随契のところで言いますと、今回、公募型のプロポーザルで契約する候補者を決めてきているということで、実施要領ですとか仕様書等を公表しながら広く募集しておりますので、そういった国のガイドラインにも書かれているところはやれているというふうに考えているところでございます。

その中で、この事業者選定というところもプロセスを踏んで決めてきております。公募をかけて申込みがあって、その参加資格も確認しながら、プレゼンテーションの日程、審査会の日程等を決めて、そういった審査会も

行いながら候補者を選定してきているところでございます。そこに関して言いますと、適切なプロセスで行ってきていると私どもは考えているところでございます。

それから、当初技術というところで一度止まったというところでございますけれども、この原因というところは、この間も申してきておりますけれども、水素の生成能力が容量的に不足していたということでありまして、事業者の代表の方も来られて説明をしているところでございます。そういったところも踏まえながら、いま、新しいシステムでやっていくところでは、客観的な評価ということでしっかり第三者評価も入れているところでございます。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

7 番佐藤秀靖議員。

○7 番（佐藤秀靖） それでは、先に進みます。

4 項目めの 2 点目、度重なる変更内容は云々というところの説明責任、道義的責任というところであります。

当初提案された技術から代替案として新しい技術を提案されました、これに基づいて進めますということで進んでおります。この代替案について、事業を継続する理由、根拠として、大阪・関西万博で常設展示していること、国際特許申請中であることということを挙げられています。この大阪・関西万博に常設展示しているということが、なぜ事業継続をする理由になるのかというところは一度も伺っていませんので、この論点について御説明ください。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

新システムの話でございますけれども、令和 7 年に開かれた大阪・関西万博に常設展示されていたシステムということで、これがなぜ事業継続の理由になってくるのかというところでございます。

この事業の目的というところに立ち返りますと、空調設備を整備すること、併せて次世代エネルギー由来の電力を供給する、そのシステムということで、いま、万博で常設展示された技術というのはもう確立されていて、水素の生成についても実証されているところでございましょうけれども、確実にこの技術が進んでくるので、この技術をもってこの事業を継続していくということでございます。

これまでの議会でも答弁させていただいておりますけれども、万博に限らず、実際にこの企業が研究しているところにも行ってその技術を見させていただいているところでございます。この技術というのはもう既に確立されて、今後、導入されていくというところも確認しながら

事業継続ということを考えているところでございます。その技術が大阪・関西万博で常設展示されていたということですので、理由としているところでございます。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

7 番佐藤秀靖議員。

○7 番（佐藤秀靖） ただいまの事業継続をするための理由、大阪・関西万博に常設展示というところですが、僕はよく理解ができなかったのていろいろ調べました。

この技術を提供する株式会社フソウ新未来テックのホームページを見たのですが、そこに大阪・関西万博の報告ということで掲載されています。確認すると、2025 年 4 月 13 日から 10 月 13 日までの間に開催された 2025 年日本国際博覧会、大阪・関西万博の未来社会ショーケース事業、フューチャーライフ万博・フューチャーライフエクスペリエンスの常設展示に参加しました、当社が独自に開発した水系反応液を活用した無電解水素生成発電技術と CO₂ 常温吸着・脱着技術の二つの技術を紹介しましたとあります。

これなのですが、万博の未来社会ショーケース、フューチャーライフエクスペリエンスというところですが、何だろうな、これと思って見ると、大まかに言うと、未来社会での生活体験ということでありました。未来社会の生活に役立つであろう技術を紹介するエリアで、出展する企業、団体、研究機関の PR コーナーということであります。

僕は、ここが問題だと思っているのですが、これは、いま言ったことの PR コーナーなのです。要するに、ここの常設展示は、出展するに当たって、協賛金を払って一定の審査を受けたところは出展できるということなのです。

ちなみに、この常設展の協賛金は 1 平方メートル当たり 286 万円と出ています。恐らく、数千万円から数億円の協賛金を支払って自社の技術を PR することになっているわけでありまして。

何が問題かというところ、この出展企業は、提案技術の科学的裏づけとか、万博協会がその技術に対してお墨つきを与えたわけではない、万博協会が責任を負うものではないのです。あくまでも出展団体の責任で提案しているだけですよということだと思います。

こういうことを考えると、正当性、妥当性というところに疑問があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渋谷正文） 佐藤議員、確認いたします。

ただいまの質問項目は、1 の 4 のどちらでしょうか。

（「4 項目めの 2 点目です」と呼ぶ者あり）

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩
午前11時50分 開議

○議長（渋谷正文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

万博で常設展示された技術がこの事業を継続する妥当性の裏づけとなるかという質問かと思います。

先ほどと少し重複するところがありますが、万博で常設展示された技術というのは、企業のほうの施設、研究室のほうでも見させていただいております。その中で、研究者のほうから説明を受けながら、これは実現していくもので、水系反応液、そして鉄との反応というところも見させていただいております。また、水系反応液の安全性というところも、実際に目の前で手で触りながら、これぐらい安全なのですよという話も受けながら見てきたものでございます。当然、本市に入ってくるものよりは小さな規模かもしれませんが、いま、本市に入ってくる一つ当たりの水槽と同じものはこの施設とは別のところでやられていて、そこで水素を生成している技術の映像というのは、その前、令和7年10月30日に企業の代表者が説明会に見えられた際に、参加された皆様にも御覧いただいたところでございます。

そういったところを踏まえて、私どもは事業を継続するのは妥当であるというふうに判断しながら、いまに至っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

7番佐藤秀靖議員。

○7番（佐藤秀靖） いまのところですが、フソウ新未来テックのホームページに出ていますけれども、現地の展示の入り口には、2050年の未来社会をつくる実験室、FUTURE SOCIETY LAB 2050という表示があるわけです。現地の展示案内スタッフも、この技術は2050年を完成目標としているという案内をしていることを聞いています。要するに、代替案として提案されている発電施設は、令和8年12月にスタートということで進めていただいた話ですが、現地では2050年を目標にしていると言っています。これは、あまりにも大きな時間の差があると思えますけれども、いかがですか。

○議長（渋谷正文） ここで、答弁調整のため、休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 開議

○議長（渋谷正文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

御答弁願います。

近内栄一教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（近内栄一） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

佐藤議員も御承知のとおり、大阪・関西万博は未来に向けての展示といった要素があります。そういった中で、2040年あるいは2050年というキャッチーの中で、一般的に全ての家庭にこういう形で普及する、そういったことが最終目的だと我々は認識しております。

今回の事業については、試験中でありましても、直近で実現可能な技術として、現地にうちの職員も行って、具体的に、体験といいますか、プラントを見せていただきながら合理的な説明をいただいているということでもあります。そういった中で、それ以前の説明も含めて考えたときに、2030年ぐらいまでには本市で先導的に入るものであると認識をしております。キャッチコピーとか、そういった部分では、大阪・関西万博は、5年先ではなくて、さらに先のほうに行っているということで、そのあたりの物の考え方といいますか、そのところは佐藤議員と我々の認識は少し違ったのかというふうに思います。

決して、否定しているわけではありません。ただ、家庭で一般的に使えるようなものとして2050年ということであったのかもしれないと思います。ただ、我々としては、やはり、先導的にそういった技術が実現できるようにしていきたいということで、実際に見てきている、確認をしているということがありますので、それをこれからも大切にしていける必要があると認識しております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

7番佐藤秀靖議員。

○7番（佐藤秀靖） それでは、最後に、2件目、市政運営における考え方について、市長に御答弁いただきました。

1番目の件については、私も考え方は全く一緒なのです。この事業が成功したらシビックプライドにつながると思っています。それは、市長とも、一度、お話をさせていただいています。けれども、いま、教育長からも御答弁をいただきましたが、現状の様子を見るとなかなか難しいのかと、これは私の個人的な見解です。

一つ質問すると、先ほど教育長からも先導的な事業の導入として2030年という言葉がございました。これは、令和8年2月24日の議員協議会でも、市長は個人的な思

いということでお話されています。

私は、先ほど教育長は認識が違うというふうにおっしゃいましたけれども、2050年を完成目標にしていますと案内されているものを、来年、再来年にと——本来だったら令和8年12月までに導入すると言っていたわけですよ。それについて、説明責任を果たすのがなかなか難しい、第三者評価を得るのが難しいので、延びていくということでもあります。

そんな中で、2030年、約4年後にあたかも実現可能を感じさせるような発言は、僕はいかがなものかと思うわけです。これは、市長も教育長も責任ある立場の方ですから、そういう発言をしてしまうと、数字が先走りして不安なところはあると市長はおっしゃいましたが、新聞報道などを見ても、やはり4年後には導入可能というふうに思ってしまうと思うのです。僕は、前に、市長から情報操作だということを指摘されましたけれども、私は、この発言は情報操作に当たっていると思っています。

ということで、公人としての発言は不適当だと思います。撤回すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

北猛俊市長。

○市長（北猛俊） 佐藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まずは、市政運営の在り方ということで質問いただいておりますので、そのことから少しお話させていただきます。

質問されている部分で、この事業ということで限定されておりますが、小中学校にエアコンを設置していく、その電力を、2030年を目標にしている60%脱炭素に向けて努めていくというところについては、何ら変わるところはありませんし、そのとおりに進めさせていただいております。これは、一つ、教育委員会の事業として進めております。

水素で発電される電力を利用するという部分については、電力は利用させていただく、そのことで、契約の中でも電気料で盛り込ませていただいておりますけれども、施設をつくっていくというのはあくまでも事業者の責任で進めているものでございます。そのことで責任がないと言うつもりはございませんが、事業を継続させていただいている部分については、富良野市の総合計画もございますし、そして、総合計画の中でも主要施策として新エネルギーの導入施策ということでうたっておりますし、また、新エネルギーの導入につきましては、環境基本計画、そうしたもののの中にうたわれているように、新エネルギー導入の基本方針というのがございまして、これに沿って進めさせていただいているものでございます。

前段で申し上げたように、水素の生成装置というか、

その発電装置の責任を持っているのは事業者であります。ただ、行政運営ということで聞かれておりますので、いま、総合計画あるいは環境基本計画、そういったもののお話をさせていただきました。その進め方にそこがあるものでは一切ございません。ただ、計画として、事業者が当初目標としていた年限からさらに年数を要するということでございますが、これも、言ってみれば、事業者から最終的な判断としてそのことを提案していただいたもので、その提案が行政に対して大きく損失をもたらすものであれば、これは契約そのものの疑義ということにつながってもやむを得ないかと思いますが、その部分についてはないと思っております。

そして、もっと言えば、先ほど佐藤議員が言っていたように、この事業というのは、いわゆる新エネルギーが導入できるような段階になったらということで説明会でも話させていただきましたけれども、その段階になったときには、間違いなく、市民にとっても、そして富良野の行政にとっても大きなプラスになるものだと思いますし、そのプラスというのは何かと言われれば、2050年、ゼロカーボンを目指している富良野市としては、それに大きく貢献できる技術だと思っております。

これができるか、できないかという話になれば、事業者のほうで、あるいは社会的な環境の中で、これができるように、いま実現に向けて努力している段階かもしれませんが、実現はできると判断しております。いまの時点でその道を断つということは、結果としてその道を断ってしまえば、富良野市に大きな損害をもたらす、あるいは、可能性を閉じるということでもありますから、そうはならないようにこの後も努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渋谷正文） 以上で、佐藤秀靖議員の質問は終了いたしました。

ここで、午後1時20分まで休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時20分 開議

○議長（渋谷正文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、宮田均議員の質問を行います。

1 番宮田均議員。

○1 番（宮田均） ー登壇ー

通告に従い、順次、質問させていただきます。

1 件目、中心街活性化センターについてお伺いします。

1 項目め、商業支援施設について、2 点伺います。

1 点目、富良野市中心街活性化センター設置は、中心

市街地におけるコンパクトシティーの概念に基づき、市民の交流や地域経済の活性化、生活の利便性向上など、多くの目的を持ち、富良野市中心街活性化センター設置条例も制定されました。

施行規則第2条第1項及び第2項に規定する利用対象者について考えを伺います。

この施行規則の利用対象者では、新たな事業分野の開拓が期待される業種、その他地域産業の発展に寄与する業種について、創業しようとする者、または創業して3年未満の者で、本施設の利用期間終了後も引き続き市内で営業することが見込まれる者で、市長が認めたものとする。とある。

現在、本施設の商業支援施設を利用する事業者の中にチェーン店があると聞き及んでいるが、出店に関わる選定の経緯とその適合性についてお伺いいたします。

2点目、施行規則第3条の利用期間では、利用承認の期間は1年以内とし、市長が特別の事情があると認めるときはこの限りではないと規定されております。

同条第2項（52ページで訂正）では、これを更新することができると規定されております。

実際の運用での利用期間に定めがあるのか、また、実際の利用期間の実績と市内店舗移行への実績をお伺いいたします。

次に、2件目、ふるさと納税についてお伺いいたします。

項目、現地決済型ふるさと納税についてお伺いします。

1点目、本市では、ふるさと納税の制度を使って旅や出張で訪れた地域に、その場で寄附ができる現地決済型ふるさと納税としてココふるを展開しているが、現状と課題についてお伺いします。

2点目、他の北海道内市町村の中では、実績を上げる取組をしている町村もあります。一層の取組強化が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、3件目、学校部活動の在り方について。

項目、部活動改革についてお伺いいたします。

文部科学省において、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的ガイドラインが示され、令和8年度より改革実行期間が始まります。

北海道部活動の地域移行に関する推進計画では、公立中学校などを対象として、休日の部活動の地域クラブ活動への移行について、地域の実情などに応じて可能な限り早期の実現を目指す。とある。公立高校については、地域や学校の実情に応じて部活動の改善に取り組む方向性が示されております。

本市の取組状況と今後の方向性についてお伺いして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（渋谷正文） ここで、暫時休憩いたします。

午後1時25分 休憩

午後1時26分 開議

○議長（渋谷正文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

ただいまの宮田均議員の質問の中で訂正点がございます。宮田均議員のほうから訂正をお願いいたします。

1番宮田均議員。

○1番（宮田均） 訂正をお願いしたいと思います。

1件目の中心街活性化センターについての1点目の質問の中で、施行規則第2条第1項及び第2項というところを第3項と申し上げました、第2項に訂正させていただきます。

○議長（渋谷正文） ここで、暫時休憩いたします。

午後1時27分 休憩

午後1時28分 開議

○議長（渋谷正文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

宮田均議員、改めて訂正内容を御発言願います。

1番宮田均議員。

○1番（宮田均） 中心街活性化センターについての2点目の質問の中でございました。

同条第3項と申し上げましたが、2点目の質問、同条2項ではこれを更新することができると、改めて訂正させていただきます。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

北猛俊市長。

○市長（北猛俊） ー登壇ー

宮田議員の御質問にお答えします。

1件目の中心街活性化センターについての1項目め、商業支援施設についてであります。1点目の商業支援施設の利用に係る選定の経緯につきましては、御質問の店舗経営者が、株式会社を設立し、創業を目指し、施設利用後も富良野市内において営業を継続する意思をお持ちであることから、富良野市中心街活性化センター設置条例施行規則に規定する利用対象者として、指定管理者が審査、判断し、令和7年9月30日に施設の賃貸借契約を取り交わしたものであります。

2点目の実際の運用での利用期間の定めにつきましては、富良野市中心街活性化センター設置条例施行規則第3条において利用承認の期間について定めております。実際の施設利用に当たっては初期投資が必要となり、業種や事業規模の大小にかかわらず、単年度でこの経費を回収することは困難であり、初期投資等の費用が回収さ

れたか、この先の店舗移転に向けての資力が備わっているのかなど、多角的な経営指導を行い、利用者と指定管理者で協議し、延長申請により利用期間の更新を行っております。

このような現実に応じた施設運営は、平成18年7月18日に開催された経済建設委員会においても、当時の所管部局から施設運営に際しては3年あるいは5年ということも考えていると述べており、供用開始時から施行規則の弾力的運用を図っていくことを御説明申し上げております。

次に、店舗の実際の利用期間についてであります、現在利用中の3店舗を除き、商業支援施設は、供用開始後、計10店が利用しており、このうち、5年以下の期間が7店、5年以上の期間が3店となっております。また、これらのうち、施設利用後に市内において引き続き営業しているケースとしては、7店舗が市内に出店したことを確認しております。

2件目、ふるさと納税についての現地決済型ふるさと納税についてであります、現地決済型ふるさと納税の現状と課題につきましては、現地決済型ふるさと納税は、旅行先でふるさと納税を行い、その場で特産品やサービスを返礼品として受け取ることができるものであります。

本市では、地域経済の活性化と観光消費の拡大、自主財源の確保などを目的として、令和6年度から現地決済型ふるさと納税サービスであるココふるの取扱いを開始し、農業者の直売所や小売店、アクティビティー事業者など、市内13か所で利用可能となっております。

課題につきましては、利用可能な店舗数が限られていることや、本市に來られる方々への認知度をどのように向上させていくのかという点が挙げられます。

2点目の取組強化の考え方についてであります、現地決済型ふるさと納税は、寄附をいただく際に、食やアクティビティー等を実際に体験できることから、観光地である本市との親和性が高いと考えております。このことから、引き続き、事業者を対象とした説明会による利用可能事業者の拡大、認知度の向上、利用方法の周知、各種イベントでココふるの体験会を行うなど、本市の強みを生かしながら現地決済型ふるさと納税の取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（渋谷正文） 続けて、御答弁願います。

近内栄一教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（近内栄一） -登壇-

宮田議員の御質問にお答えいたします。

3件目の学校部活動の在り方についての部活動改革についてであります、本市の取組状況と今後の方向性につきましては、本市の中学校における部活動の現状といたしましては、生徒数の減少により団体協議などでチー

ムの編成ができなくなることに加え、顧問となる教職員も減少するなど、学校単独では継続できない部活動も出てきており、複数の学校で合同チームを編成するといった状況も生じております。

本市では、令和7年2月に市内の中学校及び義務教育学校と関係団体などによる富良野市中学校部活動地域展開検討委員会を設置し、同年3月には、児童生徒、保護者、教員を対象としたアンケート調査を実施、調査結果を関係者と共有するとともに、部活動の継続に向けた取組について協議を進めており、これらを踏まえ、令和7年度中に富良野市部活動地域展開等推進計画を策定する予定であります。

部活動地域展開等の方向性につきましては、同計画に基づき、令和8年度は、市街地の中学校2校の部活動を、種目に応じて、合同練習、合同チーム、拠点校方式に移行し、令和9年度は市内の全ての中学校及び義務教育学校が拠点校方式に移行することにより、当面の部活動の維持を図る予定であります。

また、休日につきましては、原則として全ての部活動の地域展開を目指す方向で、指導者の確保や地域クラブ活動の体制構築について関係団体と協議しながら、部活動の現状に合わせ、可能なところから着手していくことで、部活動の地域展開に向けた環境づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 再質問ございませんか。

1 番宮田均議員。

○1 番（宮田均） 1 件目の商業施設についての1 点目の経緯については分かりました。適合性があるということで納得いたしました。

この対象者の規定からいきますと、これではどなたでも入店することができるという解釈でよろしいのでしょうか。

回答がございましたけれども、現実として、入店の許可というか、これは、委託しているところから市に来て、最終的にはそれを市が判断しているのでしょうか。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

西出正人建設水道部長。

○建設水道部長（西出正人） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

中心街活性化センターの商業支援施設につきまして、その利用者の関係の御質問かと思います。

商業支援施設の利用者に関しましては、議員の御質問にありましてとおり、富良野市中心街活性化センター設置条例施行規則第2条にうたっております、新たな事業分野の開拓が期待される業種、その他地域産業の発展に寄与する業種について創業しようとし、または、創業して間がない者で市長が認めたものといったところで、こ

の創業して間もない者というのは、創業して3年未満の者で、商業支援施設の利用期間終了後も引き続き市内で営業することが見込まれる者と記載されております。

この規定に沿って、いま現在、指定管理者であるふらのまちづくり株式会社が申請書を見て審査、判断いたしまして、そこで契約賃貸借契約を行うということになっております。市に関しましては、その後、承認といいますか、こういった方と契約しましたという御報告がありますけれども、あくまでも施行規則に沿った内容で審査されているということで市のほうは認識しております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

1 番宮田均議員。

○1 番（宮田均） 1 点目の答弁は、この条例にのっとってやっているのだというようなことです。

2 点目の質問に行きたいと思います。2 点目の、実際の利用期間の実績と市内店舗移行への実績を伺うということについて、再質問させていただきたいと思います。

経営相談も含めて、今後のことを相談しながら1年ずつ更新していくのだと。ただ、委員会でも出ていたことは存じておりますが、その店によっては、経営が軌道に乗るまでは3年あるいは5年かかるのだというようなこともお聞きしております。

この契約解除後の実績を聞きますと、10店舗が入って7店舗が市内に出店しているということで、あとの3店舗なのですが、契約解除後に富良野に残らなかったのか、あるいは廃業したのか、内容はどのような形なのか、教えていただきたいと思います。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

西出正人建設水道部長。

○建設水道部長（西出正人） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

商業支援施設利用者の市内への移転といいますか、続けている営業ですが、これまで10店舗あって、3店舗が市内での営業を継続できなかった部分について、どういった内容になっているかという御質問かと思えます。

残り3店舗の中で、1店舗につきましては、空き店舗などを探して市内での営業継続を目指しておりましたが、なかなか適合する店舗などが見つからなかったといったこともありまして、本市以外での営業ということで行っております。そのほか2店舗につきましては、商業支援施設を利用して営業をやっておりましたが、廃業といいますか、営業を続けていくことができないというそれぞれの事情によりまして、2店舗については引き続きの営業を断念したといったところでございます。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

1 番宮田均議員。

○1 番（宮田均） いまの答弁で、3店舗の中で、1店舗は、探したけれども、なかったと。

こういう条例から大変残念なことだというふうに思うのですが、これも、やはり、一年、一年の中で、きちんと指導したり、市が介在して、空き店舗の提供だとか、その他、指導とか紹介だとか、そういうことはしっかりと行われているのでしょうか。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

西出正人建設水道部長。

○建設水道部長（西出正人） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

市内での営業展開といいますか、営業の継続についての御質問でございます。

まず、先ほど市長から答弁がありましたとおり、実際の運営上、1年ごとではございますけれども、その1年の期間では初期投資の分を回収できないとか、市内営業を続けていくに当たっての資力の蓄えなどの面からなかなか難しいといったところで、複数年の利用される方が多くなっているところでございます。その間に、市内の空き店舗ですとか、また、新築で営業を開始された方もいらっしゃると思いますが、そういった資力の内容など、指定管理者でありますふらのまちづくり会社が御相談等に乗りますと、市内の空き店舗の情報ですとか、また経営の相談なども行いながら、市内で継続して営業していただけるような体制を取っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

1 番宮田均議員。

○1 番（宮田均） いまの回答で、ふらのまちづくり株式会社が条例にのっとってきちんと相談を受けながらやっているというようにお聞きしました。

そこで、例えば、場所を探すのに、ホームページを見て探してくれとかという形で、相談などに行くところでもよく言われます。私も、ほかの人の介在で内容を聞きに行ったときもございますが、委託業者とふらのまちづくり株式会社と市が一緒になって、まちに残っていただくように。罰則がないわけですから、どこに行ってもいいという規定で縛りはないわけですね。そういう中で、残っていただきたいということでは非常に残念な結果で、令和7年もそういう例が実際にあったと存じておりますが、これからの取組についてお聞きしたいと思います。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

西出正人建設水道部長。

○建設水道部長（西出正人） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

中心街活性化センターの商業支援施設を御利用いただいている方に関しましては、市内で引き続き営業していただきたいというのが、当然、本市の考え方でございま

す。また、それに対しまして協力できる部分は、市としても協力していきたいと考えております。

いまの御質問ですけれども、これまでも、指定管理者、ふらのまちづくり株式会社を通して、空き物件ですとか、こういったところで営業を継続できるかといった相談をさせていただきながら、市内での事業展開ということを考えてきております。今後も、ふらのまちづくり株式会社も含めまして、引き続き、施設御利用の経営者の方と御相談しながら、できるだけ市内での営業を継続していただけるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

1 番宮田均議員。

○1 番（宮田均） 続いて、2 件目、ふるさと納税について、現地決済型ふるさと納税の1 点目の現状と課題についてお伺いいたしました。

ふるさとの納税の現地決済型としてココふるを展開していますが、ホームページなどを拝見いたしましたも、現地決済型ですぐに使えるようなシステムになっていないように思います。回答にもありましたけれども、他都市の例を見ますと、電子クーポンなどで30%分がすぐ使える、それも非常に使いやすくして取り組んでいる、そういうことで業績を伸ばしているということもあります。

この点について、ホームページの強化、それから、電子クーポンなどを使って店舗数を増やしていくという答えもありましたが、具体的な策は何かございますか、お聞きいたします。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

関澤博行総務部長。

○総務部長（関澤博行） 宮田議員の再質問にお答えします。

先ほど、現地決済型ふるさと納税の現状と課題ということで市長からも答弁させていただきましたけれども、課題につきましては、利用可能な店舗数が限られていること、あと、認知度の向上ということも挙げさせていただきました。そういった面でいきますと、市のホームページの中に載せていくのも一つだと考えております。

また、電子クーポンの取扱いでございますけれども、現地決済型ふるさと納税で電子クーポンを使う場合、使える店舗として、例えば、土産物屋のようなところだと、逆に、ふるさと納税では現地でつくっているといった返礼品の基準がありまして、返礼品の基準に当たるものと当たらないものというようなことがございます。そういった面では、電子クーポンを使えるような環境、そういったものの整備がまず必要かと思います。

現在、13の事業者で現地決済型ふるさと納税、ココふるを使えるとしておりますが、まずは、市内の事業所の

中でココふるをらせる事業者をいかに増やしていくかということが一つ大きなポイントかと考えておりますので、引き続き、事業者向けの説明会なども開催していきながら推進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

1 番宮田均議員。

○1 番（宮田均） 例で言いますと、倶知安町などは、電子クーポンなどを使って現地決済型のふるさと納税を進めていて、非常に成果を上げているということも出ております。倶知安町と同じに言うわけではありませんが、富良野市も独自に伸ばしていくような施策が早期に必要なだ、計画が必要だというふうに思います。もう一度、そこら辺の計画は具体的にどういうふうにやろうと考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

関澤博行総務部長。

○総務部長（関澤博行） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

利用を増やす方策ということでございますけれども、先ほども取扱事業者を増やしていくということがありましたが、現在、13の事業者に取扱いしていただいております。内訳といたしましては、小売店が3か所、農業をやっている方の直売所が6か所、アウトドアなどのアクティビティー事業者が3か所、飲食店が1か所という内容になっておりまして、様々な事業者に関わっていただいておりますけれども、やはり、現地決済型ということでありまして、例えば、飲食店でありますとか、アクティビティーの事業所でありますとか、そういったところで利用していただけるような環境を増やしていきたいと思えます。また、農家の直売についても、車で通りがかってメロンですとかスイカをお求めになった方が、ここでふるさと納税ができますよということですので、そういった面では非常に効果的だと思っております。先ほども申しましたが、まずは、幅の広い事業者の方、より多くの事業者の方に取り扱っていただくのが拡大していく一歩だと思っております。

また、東京などで行われておりますふるさと納税のイベント、またまちづくりのイベントなど、そういったものにも富良野市は出展しております。そうしたところに実際にふらのワインを持っていきまして、来ていただいた方、移住を希望される方とか、そういう方にココふるを利用していただいてその場でふるさと納税を行うということも行っておりまして、利用する体験を増やしていくことも一つだと思います。ですので、市内に限らず、外に出たときにもアピールしていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

1 番宮田均議員。

○1 番（宮田均） 現地決済型ふるさと納税で、富良野市の特色のある取り組み方というのも大事だと思うのです。四季を通じた観光、あるいは、仕事で訪れる方もいらっしゃると思いますけれども、やはり、そういう方が四季に応じてすぐに使えるようなシステムをこれから構築していく必要があるのだと思います。いまのホームページを見ても、いまずぐに使えるような内容にはなっていない。アウトドアのことについても、例えば、冬に富良野市へ来たときに、スキーをしないときはすぐにワカサギ釣りに行ける、あるいは、スキーのリスト券を使えるとか、そういうように、四季それぞれで来たときに即使えるような取組が、後で送るというのではなくて、すぐ使えるような取組が必要だと私は思うのですけれども、その点について、もう一度、お伺いします。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

関澤博行総務部長。

○総務部長（関澤博行） 宮田議員の再質問にお答えをいたします。

四季に応じて様々な部分で使える現地決済型のふるさと納税にならないのかということでございます。

いま、富良野市のふるさと納税では、アクティビティというようなものの返礼品も御用意しております。富良野スキー場のスキーのリフト券についても御用意しておりますし、ゴルフ場などについてもふるさと納税の返礼品ということで御用意しているところであります。

しかし、残念ながら、現地決済型のシステムにまだ取り組んでいただけていないということでございますので、いま、基盤として持っている既存の返礼品の事業者の方にも制度の御理解いただくことも含めまして、関わっていただく事業者を増やしていく取組を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

1 番宮田均議員。

○1 番（宮田均） 続いて、3 件目、学校部活動の在り方について、部活動の改革について再質問させていただきます。

教員業務の負担軽減、それから児童生徒の減などが挙げられて、これが改革の指導のラインとして提示されているということで、私も理解するところではあります。

ただ、地域の事情に応じて可能な限り早期の実現を目指すというようなことで、熊本県などでも、要するに、教育というのは、学習もそうだけれども、やはり、クラブ活動も教育の一環として先生も見る、地域も見る、そういうことが大事なので、すぐの移行は難しいというような答弁があったようにお聞きしております。

そんな形で、富良野市も、先ほど言っていたように、教員も少なくなっている、あるいは、高齢化もありますし、スポーツ、芸術、文化、その他活動の人材を確保するだけでも非常に難しくなっている中で、富良野市はどういう形でそれをやっていくのか。今後、教育基本計画を含めて、市民の方々に将来の方向性を示すべきだと考えておりますが、その点についてもう一度お伺いいたします。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

部活動の地域展開、将来、どのようにしていくかというのを示す必要があるのではないかという質問でございます。

ただいま富良野市部活動地域展開等推進計画というものこの策定に取り組んでおりまして、ちょうど明日からパブリックコメントを行いながら、令和7年度中の策定に向けて進めているところでございます。

遠い将来というところではなくて、まず、いま、やれるところからやっていかなければならないと考えておりまして、先ほどの答弁とも重複する部分ではありますが、まず、令和8年度は、拠点校方式ということで、市街地の2校で、一緒にやりながら、種目を極力減らさないような取組を進めていく、そして、令和9年度については、周辺の学校もございますので、一緒に拠点校方式というものに取り組んでいきたいと考えております。

そういった取組の中で、やはり、課題というのも見えてくると思うのです。この計画の中で取り組みながら、課題を見つけながら、将来どうしていくかという展開、こういった検討もしていくことが必要というところでございます。将来像を示すというところまでにはなかなか行きませんが、その計画期間に着実に取り組んでいくということでお示ししていくものでございます。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文） 以上で、宮田均議員の質問は終了いたしました。

ここで、14時10分まで休憩いたします。

午後2時02分 休憩

午後2時13分 開議

○議長（渋谷正文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、二宮利和議員の質問を行います。

9番二宮利和議員。

○9番（二宮利和） 一登壇

通告に従い、質問いたします。

件名、富良野市小中学校空調設備及び次世代エネルギー設備導入事業について。

先日、2月24日の議員協議会において、執行部から本事業に関する大幅な契約変更の方針が示されました。その内容は、到底、市民の理解を得られるものではなく、これまでの議会答弁やプロポーザルの前提を完全に放棄する事態と言わざるを得ません。示された変更点の一つ一つについて、その妥当性と責任を問います。

1項目め、ここからは、今回、令和8年2月24日に示された方針変更の疑問点について、順を追って検証し、見解を求めます。

1点目に、発電施設が完成していないにもかかわらず、2026年4月から株式会社フソウ・エナジーに対してリース料の支払いを開始するという方針です。

当初、18年間の契約のうち、10か月分が無料になったとはいえ、残り206か月分の支払いが始まり、物、発電施設が存在していない、いつできるかも分からない状態で、なぜリース料の公金での支払いを開始できるのでしょうか。常識からは大きく逸脱しているように思えます。

また、現在、最新と言われる令和7年5月の契約変更の覚書で交わされた発電施設の設置期限の延長とその間のリース料は支払わないという条件は、株式会社フソウ・エナジーから提案されたものです。にもかかわらず、令和7年11月に、ほんの数か月で、きちんとした検証や説明をするには期限に間に合わなくなったと申告され、設置期限を無期限で延長し、さらには、無償のはずのリース料も支払うことで契約を変更するということは、不自然であり、社会通念上も理解を得ることはできません。

2点目に、経済状況に合わせてリース料を見直すという方針です。

これは、実質的な単年度の増額への布石となりかねません。事業者が自ら技術検証不足で計画を遅延、破綻させておきながら、なぜ市側がリース料増額のリスクまで背負い込んで契約を継続しなければならないのか、全く理屈が通りません。

3点目、設置場所を当初の各校4か所から1か所へ集約し、契約書から4校にという文言を削除する点です。

学校の敷地内でエネルギーを自給、自家消費するという地産地消の看板は完全に下ろされました。プロポーザルの要綱の目的にも、契約書の事業仕様書にも、施設で発電した電力は対象施設において自家消費することを原則とする、また、通年で安定的な電力供給ができる設備とすることとありますが、この条件にはどこにも当てはまらなくなり、唯一、これに当たらない場合は市と協議の上実施するという点のみが該当することになります。

これを根拠にしていくな、契約など何の効力もなく、後で協議さえすれば目的も仕様も変えられる、そのようになります。この点の見解を分かりやすく説明してください。

4点目に、施設の完成を無期限延期とし、その間は業者が外部から調達した非化石電力を供給する点です。

これでは、単なる外部からの電力購入契約を今後も長期で認めるもので、次世代エネルギー設備をリースで対応するという目的や、プロポーザルのリース料の定義、リース料からは大きく外れていて、リース契約なのにリース物件はどんなものなのか、そもそも何に対してのリースなのか、エアコン機材や工事やメンテナンスだけをこのリース契約の中に残し、実体のない次世代エネルギーを含む賃貸契約をリース名目で維持する合理的な理由はどこにもありません。この件について合理的な見解を示してください。

5点目に、これから第三者評価を行い、それが終了次第、日程を出していくという方針ですが、順番が完全に逆です。

第三者による技術的、経済的な評価は、プロポーザルによる選定時、遅くとも契約締結前に済ませておくべき必須事項です。事業が技術的に破綻し、一部無期限延期となってから第三者評価を行うというのは、これまでの市の判断が根拠なき見切り発車であったことを自ら認めるものです。

今年度内にこのような契約変更を行い、4月から漫然とリース料の支払いを始めることは、市民の財産への著しい不安であると見受けられてしまう懸念もあります。見解を求めます。

2項目め、本事業の進捗と経緯に関する公文書とこれまでの情報について。

小中学校空調設備及び次世代エネルギー導入事業、いわゆる水素発電の事業の進捗と経緯について、確認と見解を伺います。

これまで様々な公文書が公開されてきましたが、これらを精査する中で、市が議会に行ってきた説明と実際の公文書の記録との間に看過できない情報のそご、そして、判断プロセスの不透明さが見えてまいりました。事実関係を明確にするため、順を追って質問いたします。

公文書と議会説明のそごについて。

令和7年2月25日、事業者からの契約どおりの発電はできないという申出から代替技術の提案に至る経緯における情報のそごです。

令和7年5月の議員協議会において、市は次のように説明しました。令和7年2月25日に株式会社フソウ・エナジーから、当初の計画では安定的に十分な発電をすることができないとの申入れがあり、その後、4月上旬になって新しいシステムの水素生成技術が提案された、そ

れを受けて新しいシステムで契約内容を変更していく、議会はこうに説明を受けました。

しかし、昨秋に情報公開された2月25日付の面談記録という公文書を確認すると、株式会社フソウ・エナジーから安定的な発電ができないという申出があった当日に、既にほかの技術、代替技術についての提案がなされた旨の記載があります。

ここには明確な矛盾が生じています。もし、5月の議会に対する4月上旬に提案されたという説明が正当な事実であれば、公文書である面談記録の内容は事実と異なる、あるいは、不正確な記載がなされていることとなります。逆に、面談記録が正しいのであれば、議会への説明が事実と異なっていたこととなります。この重大な説明のそごはなぜ生じているのか、正しい経緯はどうなっているのか、明確な説明を求めます。

この2月25日から4月の間には、予算特別委員会、議員による現地での説明会もあり、どちらでも事業は順調に進んでいると取れるような説明が議員にはされております。重要な時期であります。

2件目、市長の政治的責任について(59ページで訂正)。

1項目め、富良野市小中学校空調設備及び次世代エネルギー設備導入事業について、本事業における市長の政治責任と未来への先送りについて、技術検証の拒否と不確実な契約を強行した政治的責任についてです。

次に、時間を少し遡りますが、2024年7月、北海道新聞において事業の遅れが報道されました。その際、技術内容が企業秘密として明かされていない状況を受け、私は、記事の中で、不確定な技術に頼ったことによって子供たちが快適な環境で勉強できる機会が遅れてしまったという趣旨のコメントをいたしました。それと、この不確定な技術という言葉に対し、私は、市長から市長室に2度呼び出されています。その中で市長は、自分は水素が発生しているのを見てきた、電気が発電しているのを見てきたと、御自身の視察の体験を繰り返すばかりでした。私が、市長が見たというだけではなく、科学的な検証や第三者機関による技術の実現性、安全性の担保をしっかりとするべきだと何度も提案し、忠告したにもかかわらず、市長は、明確に、やらないと検証を行うことを拒絶しました。

当初提案された水素発電の技術内容は、極めて初歩的なものであり、少し専門的な知識を持った方であれば、すぐに実現不可能ではないかと疑念を持つような、容易に検証が可能なものでした。誰の目にも疑念が生じるような不都合な事実があったにもかかわらず、市長はかたくなに客観的な裏づけを取ることを拒み、自身の見てきたという主張のみで契約へと結びつけました。

不確定な事業に頼った結果、猛暑への準備ができていないまま子供たちが夏を迎える、不確定なことで、どこに

ある、これを書かれたことで、行政に対する信頼はことごとく失われ、不確定なものを事業化するんだから、そんな行政かって話だ、あんたは議員という立場で責任を持って発言しているか、あんたが言うように、そこまで調べなきゃなんないのか、あんたがやってきたことで業者のほうに悪影響が出ているのを確認してください、あんた、どうすんの、業者が事業をやめるって言ってきてるんだよ、業者は担保できないと言ってきてんだよ、知的財産を守るのと、安全・安心を説明するのと、できません、一緒にはできません、だから、事業を進めることはできませんと言ってんだ、業者の言っていることは分かった、ほんとだべね、発電を見てきたし、電気が発電したところも確認したし、それだったらできるねって導入したんだし、それ以上何が要るの、間違っていたら、私が責任を取ることもんだから、記事の訂正、出すつもりないんでしょ、後はしかるべき対応を取らせていただきます。

これは、市長の発言のほんの一部です。その結果がどうなったか。契約直後にこの技術は破綻し、2度の辞退申入れと内容の変更を経て、現在のような迷走と発電設備の設置期限は無期限延期へとつながっています。容易に不可能であることが推測できた技術に対し、議会や議員からの技術検証を行うべきという正当な提案を自ら拒否し、不誠実な事業の契約を強行したことは、結果として市民の財産を危険にさらす行為に等しいと考えます。客観的な検証を意図的に拒み、この異常な契約を結んだことについて、混乱して市民から疑念を持たれる現在の事態を招いた最大の要因は市長御自身の判断ミスにあると考えますが、市長は、この市民の不利益を招くと思われるような行為の責任をどのようにお取りになるつもりか、明確な答弁を求めます。

2点目です。

新聞にも報道されましたが、先日の2026年2月24日の議員協議会の説明の中で、市長から、2030年、令和12年春頃にこの設備が稼働すればいいという思いが語られました。耳を疑いました。2030年といえ、いまから4年も先の話です。その頃には市長の現在の任期はおろか、次の任期すらどうなっているかわかりません。担当する職員の体制も大きく変わっているでしょう。実用化のめどが立たず、第三者評価すら終わっていない未完成の技術に対し、4年後に稼働できればいいという、誰も責任を取れない希望的観測だけで、今後206か月にも及ぶ巨額のリース契約の変更を、いま、この段階で認めるのでしょうか。この契約にある目的、本事業は適切な工事工程、管理体制、確実な実効性を担保しつつ、リース形式による環境負荷の低減が図られた空調と次世代エネルギー設備導入により電力調達を行いということですが、そもそも次世代エネルギー設備がどんなものか、いまの時

点で確定していないのに、何をリースするのですか。もし4年後に、結局、やはり技術的に不可能でしとなった場合、その間に支払い続けた数年分のリース料は誰が責任を持って市民に不利にならないよう精算するのでしょうか、大切なエアコンの扱いはどうなるのか、安心して使えるのか、いまの体制がどうなっているのか分からない未来へ問題とツケを先送りし、いまの自分たちの契約見込みの甘さを糊塗しようとしているとしか思えません。

4年先に稼働できればいいという無責任な期限設定を容認し、このまま契約変更へと突き進むことは、将来の富良野市民に対する重大な負担を負わせる可能性のある行為です。本来であれば、技術根拠が崩れた時点で速やかに契約を解除し、エアコン整備と電力調達は、別途、確実な方法で再構築すべきです。市長は、自らの責任を超えた未来に責任を押しつけるようなこの契約変更を直ちに撤回し、契約の解除を含めた抜本的な見直しを行うべきと考えますが、明確な答弁を求めます。

3件目、公募型プロポーザルの在り方。

1項目めとして、本事業がこのような事態に陥った根本的な原因である公募型プロポーザルの在り方と今後の抜本的なルール変更について伺います。

1点目、今回の事業の入り口を振り返ると、そもそも、市長が事前に特定の企業の技術を視察し、事実上、その会社の技術を前提とした仕様でプロポーザル内容が組まれていました。結果として、他者参入の余地は少なく、応募してきたのはその1者のみでした。

1者しか応募できないような条件を設定し、他者との比較検討も行わず、さらには、技術的な裏づけもないまま1者の提案をうのみにして契約へ進んだ、この入り口での評価プロセスこそが、現在の事業破綻と無期限延期という事態を招いた最大の要因です。

まず、この1者単独応募の提案を十分検証なしに採用してしまったことに対する反省に立つならば、今後、本市で行われるプロポーザルの仕組みやルールを根本から見直さなければなりません。そこで、今後のプロポーザル制度における公平で合理的な判断を担保するためのルールづくりとして、以下の仕組みを制度化することを強く求めます。

第1に、1者単独応募の場合、厳格な検証ルールの導入です。

応募が1者のみであった場合、そのまま採用へ進むのではなく、立ち止まってその技術的な実現性や周辺環境、経済的環境への影響を厳格に調べる仕組みを設けること、とりわけ今回のように未知の技術や大規模な予算を伴う事業においては、庁内だけの判断に頼らず、必ず外部の専門機関の審査を受け、客観的かつ科学的な評価を義務づけるべきです。

第2に、複数者の参加を前提とした条件設定とやり直し規定の整備です。

そもそも、プロポーザルは、複数者が競い合うことで、初めて市民にとって最大の利益をもたらす提案を選ぶことができます。最初から1者に限られるような特定の技術に偏った条件設定を禁じ、2者、3者と複数の企業が多くの応募できるような適切な条件設定を徹底すること、そして、もし競争性が担保されない、1者しか応募がない場合は、原則としてプロポーザルを不成立とし、条件を見直して公募をやり直すといった基本ルールを確立すべきです。

このような厳格なルール変更を行わなければ、富良野市のプロポーザル制度に対する市民の不信感は到底払拭できません。今回の水素発電事業の延期変更による不信感を教訓とし、外部機関による客観的な評価の導入や複数者参加を担保する仕組みなど、プロポーザル制度の具体的なルール変更はどう取り組むのか、明確な見解と決意を伺います。

これで、1回目の質問を終わります。

○議長（渋谷正文） ここで、暫時休憩いたします。

午後2時33分 休憩

午後2時37分 開議

○議長（渋谷正文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

ただいまの二宮利和議員の質問の中で、発言に異なる部分がありましたので、本人のほうから発言の修正をお願いします。

9番二宮利和議員。

○9番（二宮利和） 質問の中の2件目の表題を誤って伝えてしまいました。

2件目、先ほど、市長の政治的責任と未来への無責任な先送りについてと申しましたが、正確には、この件名は、市長の政治責任と未来への先送りについてというところで一言多かったということで訂正させていただきます。

○議長（渋谷正文） ここで、暫時休憩いたします。

午後2時38分 休憩

午後2時39分 開議

○議長（渋谷正文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

改めて、二宮利和議員、発言の修正をお願いいたします。

9番二宮利和議員。

○9番（二宮利和） 慌てて間違えてしまいました。

2件目、先ほど、市長の政治的責任と未来への無責任な先送りについてと申しましたが、届け出ている件名については、市長の政治的責任についてということでした。改めて訂正させていただきます。

○議長（渋谷正文） 暫時休憩いたします。

午後2時40分 休憩

午後2時42分 開議

○議長（渋谷正文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

9番二宮利和議員。

○9番（二宮利和） 先ほどのところです。件名と項目を間違えました。

正しくは、件名は、市長の政治的責任について、項目は、1項目め、富良野市小中学校空調設備及び次世代エネルギー設備導入事業について、本事業における市長の政治的責任と未来への先送りについてとなっております。

訂正いたします。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

近内栄一教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（近内栄一） 一登壇—
二宮議員の御質問にお答えいたします。

1件目の富良野市小中学校空調設備及び次世代エネルギー設備導入事業についての1項目め、令和8年2月24日の議員協議会において、執行部から示された本事業に関する契約変更についてであります。1点目のリース料の支払い開始への見解につきましては、本事業において最も重要なことは、学校の教育環境の維持向上に向けた空調設備等の安全かつ安定的な運用であり、その運転に当たっては消費電力が増大することから、脱炭素に資するエネルギーを供給いただくことで契約は履行されるものであります。現覚書では、企業側の申出により、令和8年12月31日を期限とした次世代エネルギー設備の設置、稼働までは、本市はリース料の支払い義務を負わず、学校運営と空調設備稼働に必要な電力量については、非化石証書つき電力を無償で供給いただくこととしております。

今般の契約変更に至る経緯ではありますが、令和7年10月30日に開催した市民説明会において、参加者から問われた次世代エネルギー設備の安定性、効率性について説明責任を果たすことが最優先であると企業側が判断し、その実証にはさらなる時間を要するため、事業化に向けたスケジュールを再度検討する必要がある、覚書で締結した期日までの設置が難しくなったことから契約を解除

することと、空調設備については市が買取りすることの可能性について企業側から打診がありました。これに対し、学校の空調環境整備と二酸化炭素削減に資する電力については、非化石証書つき電力の供給により実現していることから、学校の良好な教育環境の安定的な維持のため、リース事業の継続を軸とした本市の要望を伝えてまいりました。

その後の調整により、契約金額の減額変更、次世代エネルギー設備の設置場所の変更、設置時期の変更、また、次世代エネルギー由来の代替電力の学校への供給の継続と併せて、令和8年4月分からサービス提供に対する対価の支払いを開始することとした契約変更を行うものであり、事業目的に沿ったものであることから、事業継続することは適当であると認識しております。

なお、次世代エネルギー設備については、協定書等により、現在、事業者が遂行している第三者による検証作業が完了、確認され次第、具体的なスケジュールなどを明らかにしながら設置、稼働させることとし、この設備で発電した電力を4校に供給することを求めています。

2点目の契約金額の変更理由につきましては、契約変更に当たり、空調設備、受電設備の維持管理、保守点検、確実な電力供給などの様々な要素について、令和6年1月に算出した当時の条件から変化があることから、現在の妥当性を考慮し、債務負担行為の限度額の範囲内で契約変更を行うものであり、増額のリスクはありません。

3点目の設置場所の変更につきましては、現在、当初の技術よりも水素生成能力に優れた無電解水素生成技術を用いた発電システムを採用することとしており、当初と比べて広いスペースが必要となったことから、学校活動を考慮した結果、各学校敷地内から別の場所に集約することが適当であると考えております。

4点目の契約継続の見解につきましては、市街地4小中学校の児童生徒の安全かつ快適な学習環境を維持するため、令和8年4月からも引き続き空調設備の安全かつ安定的な運用と脱炭素に資する電力の供給が一体化した契約を継続するものであります。

本リース事業は、フルメンテナンスの仕様であり、契約期間中は安定的、継続的に使用でき、費用面においても負担が少ないことから、導入手法として適したものであると考えております。

5点目の第三者評価につきましては、現在、事業者自らがシステムとしての客観的評価、公的評価の取得に向けた第三者評価を行っているものであり、本市がプロポーザル選定時や契約締結時において、第三者評価の実施を求めたものではございません。

2項目め、本事業の進捗と経緯に関する公文書とこれまでの情報についてであります。情報の正しい事実関

係につきましては、令和7年2月25日に行った事業者との面談で、事業者より、当初システムについて試験運転の結果、空調設備の稼働を含めた学校で必要となる電力量を持続的に補うだけの発電には至らないことの報告があったものであります。また、同日に、事業者より、開発中のシステムについての情報提供と相談等ございましたが、後日、事業者に対し、計画のとおり空調設備の稼働及び電力の供給を6月1日からとすることを前提に、設置時期、代替方法など具体的な対応策を求めたところ、令和7年4月9日に事業者から具体的な提案があったものであり、この内容は令和7年5月19日の市議会議員協議会で説明した内容と異なる点はありません。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続けて、御答弁願います。

北猛俊市長。

○市長（北猛俊） -登壇-

二宮議員の御質問にお答えします。

2点目の市長の政治的責任についての1項目め、富良野市小中学校空調設備及び次世代エネルギー設備導入事業について、本事業における市長の政治的責任についてであります。1点目の安全性への担保の提案への対応と次世代エネルギー設備の導入延期の考えにつきましては、本事業については、市街地の中規模校4校に空調設備を導入することに際して、短期間のうちに4校全ての学校にエアコンを導入することで、子供たちの良好な教育環境を確保すると同時に、脱炭素社会に適合した電力の供給を併せたリース事業方式により進めているものであります。

事業者が当初導入を予定した技術については、環境に優しいエネルギーとして発電されていることから、先行事例を参考にしながら導入可能なものと判断したものであります。

現在、次世代エネルギー設備の導入が延期となっておりますが、市街地4小中学校において、本事業の本質である空調設備の安全かつ安定的な運用、脱炭素に資する電力の供給が行われております。事業者が開発している次世代エネルギー設備が完成し、市内に導入され、各学校への電力供給が早期に実現できるよう、本市といたしましても、行政の立場として許容される範囲において協力してまいりたいと考えております。

2点目の次世代エネルギー設備の導入延期と契約変更の考えにつきましては、先ほどの教育長答弁にもございましたが、市街地4小中学校において、令和8年4月からも引き続き脱炭素社会に適應した電力の供給を受け、子供たちの良好な教育環境を確保することが重要であり、次世代エネルギー設備の導入は延期となりますが、契約変更により事業を継続していくことが当初からの目的を果たす上で最適との考えに変わりはありません。

3点目の公募型プロポーザルの在り方についてであります。公募型プロポーザル方式は、価格だけではなく、企画力、技術力、業務遂行能力などを総合的に評価する必要がある事業の事業者選定の手法として、本市では、これまで建設工事、各種計画策定や委託事業等を対象として実施してまいりました。

1点目の1者単独応募時における外部の専門機関等による厳格な検証ルールを導入につきましては、現行の審査体制においても必要に応じて外部委員を含む審査会で評価しており、検証も含め、審査の中で行うものと考えております。

2点目の複数参加を前提とした条件設定につきましては、公募型プロポーザルでは、予算の範囲内で事業目的を達成し得る仕様を定めております。事業者選定に当たり、多くの提案をいただくことは大切なことですが、応募者確保のために求める要求水準をむやみに緩和することは適当ではないと考えております。

3点目の競争性が確保されない場合のやり直し規定の制度化につきましては、公募型プロポーザルでは参加資格を満たした事業者であれば誰でも参加可能であり、広く競争の機会を確保しております。応募が1者の場合であっても、審査における最低基準を満たさない場合は候補者とはせず、再公募や別方式への切替えを行っており、現行の運用においても必要な競争性は確保されていることから、応募が1者であることのみを理由とした公募のやり直しは考えておりません。

以上です。

○議長（渋谷正文） 再質問ございませんか。

9番二宮利和議員。

○9番（二宮利和） 順次、再質問していきたいと思えます。

リース料の支払いの件ですが、リース料の支払いがこれから始まるよというところの見解を求めていますけれども、このリース料の話の中で出てきた、株式会社フソウ・エナジーから、11月にきちんと検証して説明するには時間がかかり過ぎるので、一旦、この事業から辞退したい、あわせて、エアコンを購入してもらい、エアコンを購入するということで話が合ったと思います。

いま、この感じからすると、エアコンを購入して、電気を別に購入する、そういう事業のほうが合理的に思えるのですが、電気を購入する事業とエアコンをリースなり買い取るなりということで分けなかった理由について、比較したと思うのですが、その理由について教えてください。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保） 二宮議員の再質問にお答えいたします。

今回、11月の企業からの協議の申出、そのときに買取りの話も出たけれども、買取りをしないで分けてやらなかった理由ということでございます。

いま、もう既に各学校にエアコンが設置されていることは議員も承知かと思います。そのエアコン設置、その後、これをリース事業で行うことによってフルメンテナンスというところがあります。故障したときには、現地に来て、見て、修繕していただいたりとか、また、定期的な点検も含まれているこの事業でございます。このリースを継続していかないと買取りになってきますと、そういったところは我々が手配していかなければならない、エアコンが故障しても、すぐに事業者が来て修繕してくれるとは、いま、確保がなかなか難しいという話をほかの県からも聞こえてくるところでございます。

そのように、安定的にエアコンを各学校で持続的に運用していく、稼働していく、こういったことがやはり一番大事なことでありますし、そのことが子供たちの健康を守っていく、教育環境をしっかりとつくっていく、そういうことができる事業だと考えて、この事業を継続しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

9番二宮利和議員。

○9番（二宮利和） 伝わりにくかったかもしれないですが、いま、部長がおっしゃられたように、エアコンを安定的、継続的に使っていく、メンテナンスも含めて使っていくという方法だと、エアコンのリースということはもちろん選択肢に入ると思うのです。

ただ、エアコンのリースと、いま、できていない次世代エネルギーを借り上げることにして、その代替措置として電気を購入する形になっているので、どうして、一旦解除して、エアコン単体の適正価格のリースと電力購入の契約にしなかったのかというところを教えてくださいということだったので、もう一度お願いします。

○議長（渋谷正文） ここで、暫時休憩いたします。

午後3時02分 休憩

午後3時07分 開議

○議長（渋谷正文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

ただいまの二宮利和議員の質問でありますけれども、改めて内容を精査して質問をお願いいたします。

9番二宮利和議員。

○9番（二宮利和） 訂正して、質問の内容を変えさせていただきます。

先ほどお話をしたエアコンの単体リース、適正価格の

リースと電力購入という方法もあったと思うのですけれども、そのあたりについては検討されたのかどうなのかというところで質問をしたいと思います。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保） 二宮議員の再質問にお答えいたします。

今回の富良野市小中学校空調設備及び次世代エネルギー設備導入事業は、当初から、エアコンを市街地の4校に整備する、そこに送る電力として、午前中もお話ししましたが、エアコンを設置することによって電力量が増加しますので、環境に負荷をかけていくということが当然考えられます。そのときに、脱炭素社会に適合した電力を供給する、そのために、次世代エネルギー設備、これから供給を受けるというものでございます。ですから、このリース事業の考え方については、当初より何度も説明していますけれども、このような内容で行っているところでございます。

今回の経過は、先ほど教育長から答弁があったとおりでございます。本当に、当初からの考え方に変わっていないということで答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

9番二宮利和議員。

○9番（二宮利和） 先ほど出ましたが、当初は、相手、株式会社フソウ・エナジーから提案されて、12月末の設置期限ということで、それまでの間はリース料は払わなくていいということでした。いま、減額になっていると思うのですが、それが、今回は設置期限が延びるということで、無償だったリース料を支払うという経緯になりましたけれども、その経緯についてお聞かせください。

○議長（渋谷正文） ここで、暫時休憩いたします。

午後3時10分 休憩

午後3時13分 開議

○議長（渋谷正文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

改めて、二宮利和議員、御発言願います。

9番二宮利和議員。

○9番（二宮利和） 先ほどの質問は取下げさせていただきます。

続いて、2点目に移りたいと思います。

2点目、経済状態に合わせてリース料を見直すということでさっき御説明をいただきましたが、債務負担行為の範囲での価格上昇はあり得るというような説明でしたが、それであれば……（「価格上昇はない」と呼

ぶ者あり)

分かりました。

債務負担行為の範囲の上限での価格というか、支払いということをさっきお聞きしました。先ほど維持管理、保守点検、その他の現状を踏まえまして検討するという項目がありましたけれども、実際には、お話しいただいたような値上げにはならない、単年度値上げにはならないと捉えてよろしいですか。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保） 二宮議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの教育長答弁の中で、債務負担行為の限度額の範囲内で契約変更を行う、そして、増額のリスクはございませんというような答弁もさせていただいております。基本的な契約変更の考え方ということも先ほど述べさせていただいております。ですので、再質問には、増額のリスクはありませんということでお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

9番二宮利和議員。

○9番（二宮利和） 僕が分かっていないのかもしれないのですが、総体の中で債務負担行為の上限を増やすことはしないというのはもちろんよく分かっています。債務負担行為の上限を超えることがないのは分かるけれども、単年度も、値上げというか、価格が上昇するリスクはないということでしょうか。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保） 二宮議員の再質問にお答えいたします。

単年度での価格上昇はないのかというお話ですが、これから契約するお話ですのでどうお答えしていいかというところはありますけれども、お答えできる範囲でということでございます。

いま、私どもで考えているのは、当然、いまはもうエアコンも整備されておりますし、それには工事費もかかっております。設備も変更になっております。そういったところでもろもろがかかってきております。また、想定される電気料についても、これから交わそうとしております契約変更については令和8年4月からのものになりますので、その間については当然削減になってくると考えております。エアコンの整備費等に関しましても、この間、やはり減額するところはあると考えておりますので、単年度で考えても、いま、上がるリスクはないと考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） ここで、暫時休憩いたします。

午後3時18分 休憩

午後3時19分 開議

○議長（渋谷正文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

続いて、質問ございませんか。

9番二宮利和議員。

○9番（二宮利和） 少し時間がないので、先に行きます。

5点目のこれから第三者評価を行うというところですが、答弁の中でいただきました第三者評価は、会社のほうで、相手先の株式会社フソウ・エナジーで準備しているとお聞きしましたが、第三者評価はどう行うのか、内容について教えてください。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保） 二宮議員の再質問にお答えいたします。

企業側で行う第三者評価をどのように行うのかというところでございますけれども、私どもでいまお聞きしているところは、学術的な評価と公的な機関による第三者評価と考えております。その評価については、信頼性が担保されている評価と捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

9番二宮利和議員。

○9番（二宮利和） 最初の水素をできますという技術が技術的にうまくいかなかった、そして、2回目に提案してもらったものも、いまのところ、期日には間に合わないから新たに開発中だと。そして、相手の企業が、今後、これが可能かどうか、安全かどうかの第三者評価を行うというのは、第三者評価として機能するのか。この場合だと、やはり、富良野市が中心になって、これが実現可能なのか、安全なのか、それを第三者評価として行う、これから新たな契約変更を重ねようという中では少なくともこれが必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保） 二宮議員の再質問にお答えいたします。

第三者評価を市が行わないのかというような御質問でございますけれども、今回、リース事業でございます。いま、エアコンが入ってきておりますし、今度、電力を供給するものということで、いま、第三者評価を行ってきていると。当然、納める側が評価を行うものと私ども

は考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

9番二宮利和議員。

○9番（二宮利和） 第三者評価を相手企業が行うということで、これから設置場所とかも決まっていくのだと思いますけれども、住民がそれで納得できるかと思うのでしょうか。基本、それを誘致される場所の住民を含めて、子供たちにとっても、いま、発電装置については学校には直接置かないとは思いますが、そのあたりについて、向こうの会社がオーケーと言えば第三者評価は大丈夫とお考えなのでしょうか。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保） 二宮議員の再質問にお答えいたします。

いま、完成品ができて、設置場所とかも決まってきたという過程で、そのときに住民の納得が得られるかということでございます。

第三者評価を行うということは、安定的な運用と、当然、安全面とかの評価もあります。また、設置場所が決まってきましたら周辺への説明もあります。そういった手順を踏みながら、納得するか、しないかというところでは、納得できるようにやっていくのがこの事業だと思っておりますので、当然のことだと思っています。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

9番二宮利和議員。

○9番（二宮利和） 企業秘密とか、それから、企業の利益を守るために、知的財産権を守るために細かいことは公表できないと言っていた企業が行う第三者評価ということで、住民が納得できるかどうか、甚だ疑問は残るところですけれども、時間がなくて、次に行きます。

令和7年2月25日の面談の件です。

さっきのお話の中では、2月25日、株式会社フソウ・エナジーから社長が来られてお話を聞いたときには、具体的なものではなくて、当初提案したシステムでは十分な電気ができないということを伝えられて、こちらから具体的なものはないかということで、その後、新たに4月になって具体的なものが出てきたという御説明をもらいました。

しかし、2月25日の公文書、面談記録の中には、持続的に補うだけの発電には至らないことが判明した、これに代わるものとして、無電解システムにより発電設備は実用化に向けた準備を進めているものの、完成にはしばらく時間がかかる見込みであると、具体的な提案も含まれたような内容で出てきています。

これは、できないという話ではなくて、新たな代替案

を提案されたと見えますけれども、これについて見解をお願いします。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

佐藤保教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（佐藤保） 二宮議員の再質問にお答えいたします。

いま、御質問されているのは、令和7年2月25日に企業の代表者が見えられたときのお話ということでの御質問と捉えさせていただきます。

この日、次世代エネルギー設備について、試験運転の結果、空調設備の稼働を含めた学校で必要となる電力量を持続的に補うだけの発電には至らないことが判明した、また、これに代わるものとして、無電解システムによる発電設備は実装化に向けた準備を進めているものの、完成にはまだしばらく時間がかかる見込みであり、現状では、6月1日の運用開始に間に合わすことが難しい状況ということで、状況報告を受けたものでございます。

ここでは相談とかもあったのですが、まず、一旦、お話はお話、報告は報告として受けながら、では、今後どう進めていくのかという提案を求めたのは後日の話になってきます。そういったところでいけば、この日は具体的な提案とは捉えていないところであります。報告書にもそのように記載しているところであります。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） 続いて、質問ございませんか。

9番二宮利和議員。

○9番（二宮利和） では、これは、新しい事業提案ではないと。曖昧な説明をずっとされているので、僕たちは少し区別がつかないのでお聞きしました。

もう時間が少ないので、最後に、市長にもお答えいただいたので、せっかくなので市長のほうに再質問させていただきたいと思います。

市長は、先ほどの話の中で、子供たちのエアコンとか空調設備を整えて環境を守るという話をされましたけれども、あのとき市長と私がした話は水素の技術の話ですね。水素の技術の検証、市長が全部分かるなんてことはないから、それを検証しましょう、新たに検証して、これがよければ、僕は、よかった、すばらしいものだ、自費でも公表しますというお話をしました。市長は、そのときに、検証なんかしない、私は見てきた、そして、責任を取ると市長はおっしゃいました。責任を取るといのはどういうことなのか。あのときの市長の言葉、そして、市長が、その後、起こったことをどのように見られて、どのように責任を取られるのか、どのように感じているのかということをお聞きする質問です。お願いします。

○議長（渋谷正文） 御答弁願います。

北猛俊市長。

○市長（北猛俊） 二宮議員の再質問にお答えさせていただきますが、当初の電気分解を利用して水素を発電する、そして、その水素を電気に変えていくというシステムについては、いま、お話もいただきましたけれども、発電できるものということで確認させていただきました。ただ、そのことを、そのとき、二宮議員に幾らお伝えしても、それは通じなかった。今日もそうですけれども、こういう発電の方法はできないのだというのがあなたの持論で、その持論を正当化するための調査はできないということであります。

決して、責任を放棄して調査に当たらないということではありませんし、調査ということ言えば、新しいシステムで発電されるわけですから、それは視察をさせていただいた、東北地方の電力を供給している会社、あるいは、新しい技術ということになれば、国も、当然、認可といいますか、そういったところに入ってくるかと思えます。その中で、当時は、安全性ですとか継続性ですとか、そういったことについては検証されるものと判断させていただきました。

また、佐藤議員にも先ほどお答えさせていただきましたけれども、発電施設を建設していくという責任は事業者にあります。したがって、先ほどから教育委員会のほうでもお答えさせていただいておりますけれども、行政側で、それへの対価といいますか、お金を払うものは一切ございません。そういったことからすると、業者の責任で説明責任を果たしていく第三者評価をいただくということは、正当な理由になるかと思っております。

政治責任ということでも求められると、これも佐藤議員にもお答えをさせていただきましたけれども、総合計画、その中でうたわれている新エネルギーの導入施策、そうしたものに準じて作業を進めさせていただいていると御理解いただければと思います。

これも同じことのお答えになりますけれども、いま、いろいろな理由をつけてこの新しい技術を否定していくことが、富良野市の将来にとって有益なことかどうかというところをもう一度考えていただければと思います。いま、これを否定して導入しない、導入しないというか、実証実験も含めてやめてくれという話になったときには、富良野市のゼロカーボンを達成する部分については大きなマイナスになるかと思っております。

そういうことからすると、二宮議員が、この後、過度の負担を強いるのかということでもありますけれども、あなたの言っていることをそのまま実行していったときには、大きな負担を富良野市民に負わせるということになりますので、その部分も御理解をいただいて、判断していただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（渋谷正文） 以上で、二宮利和議員の質問は終

了いたしました。

散 会 宣 告

○議長（渋谷正文） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明10日の議事日程は、お手元に御配付のとおり、関野常勝議員、大栗民江議員の一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時32分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 8 年 3 月 9 日

議 長 渋谷 正文

署名議員 橋 詰 亜咲美

署名議員 天 日 公子